

マイナンバーカードと医療DX

於 HSEセミナー

令和7（2025）年5月23日

デジタル庁 国民向けサービスグループ
次長/審議官 三浦 明

デジタル庁; Mission, Vision and Values

➤ Mission ; 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。

- ・ 一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会を目指し、世界に誇れる日本の未来を創造します。

➤ Vision

・ 優しいサービスのつくり手へ。

- － 国、地方公共団体、民間事業者、その他あらゆる関係者を巻き込みながら有機的に連携し、ユーザーの体験価値を最大化するサービスを提供します。

・ 大胆に革新していく行政へ。

- － 高い志を抱く官民の人材が、互いの信頼のもと協働し、多くの挑戦から学ぶことで、大胆かつスピーディーに社会全体のデジタル改革を主導します。

➤ Values

・ 一人ひとりのために

- － 私たちは、この国とともに歩む人々の利益を何よりも優先し、高い倫理観を持ってユーザー中心のサービスを提供します。声なき声にも耳を傾け、一人ひとりに寄り添うことで、誰もがデジタルの恩恵を受ける社会をつくれます。

・ 常に目的を問い

- － 私たちは、前提や慣習を前向きに疑い、世界に誇れる日本を目指し、新しい手法や概念を積極的に取り入れます。常に目的を問いかけ、「やめること」を決める勇気を持ち、生産性高く仕事に取り組めます。

・ あらゆる立場を超えて

- － 私たちは、多様性を尊重し、相手に共感し、学び合い補い合うことによって、チームとして協力して取り組みます。また、相互の信頼に基づいて情報の透明性が高い、オープンで風通しのよい環境をもとに、自律して行動します。

・ 成果への挑戦を続けます

- － 私たちは、過度な完璧さを求めず、スピーディーに実行し、フィードバックを得ることで組織として成長します。数多くの挑戦と失敗からの学びこそがユーザーへの提供価値を最大化すると信じ、先駆者として学びを社会へと還元しながら、成果への挑戦を続けます。

マイナンバーカードと医療DX

1. マイナンバーカード

- a. 利用シーンの拡大
- b. カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所」構想
- c. カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想
- d. カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

2. マイナポータルとデジタル認証アプリ

- a. マイナポータルの改善とマイナポータルAPIの活用
- b. デジタル認証アプリ

3. 医療DXと医療法改正案

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

- ✓ 顔写真付きの本人確認書類として
 - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
 - 顔写真があるのでなりすましができない
 - 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

- ✓ オンラインで安全・確実に本人を証明
 - 電子証明書により、スマホやパソコンで各種行政手続の申請等や民間サービスへの顧客申込等が可能
 - 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
 - 健康保険証や図書館カード等としての利用
 - さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

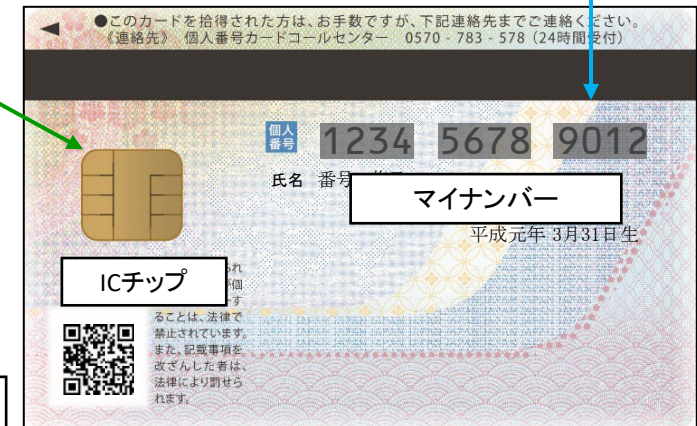
＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ Society 5.0時代の必須ツール

マイナンバーの提示

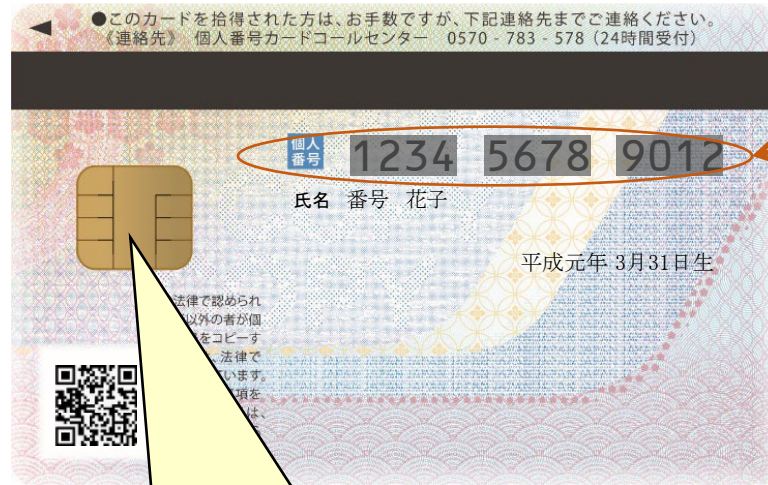
- ✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
 - 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野などにおける法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 露 太郎
生年月日 〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
利用者証明用
公開鍵

民間も含めて幅広く
利用可能

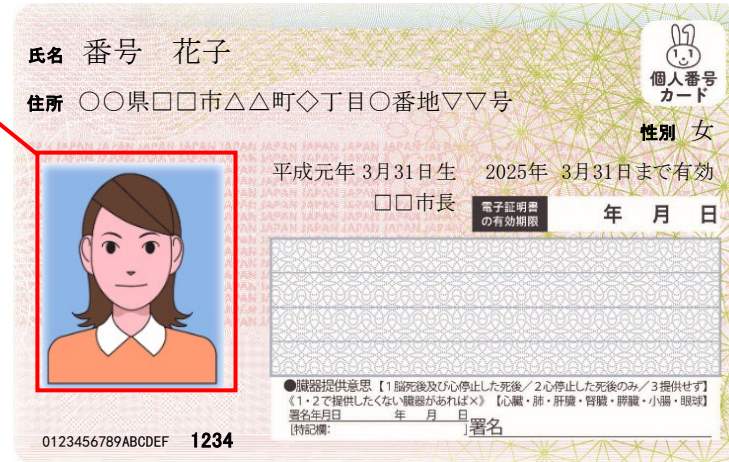
③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

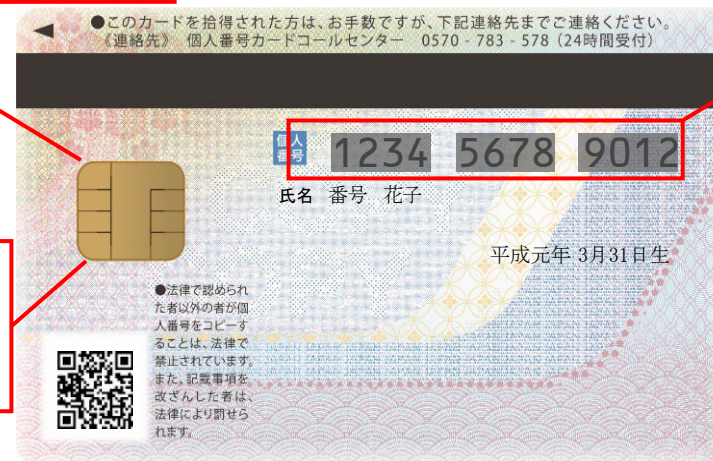
- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は
入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

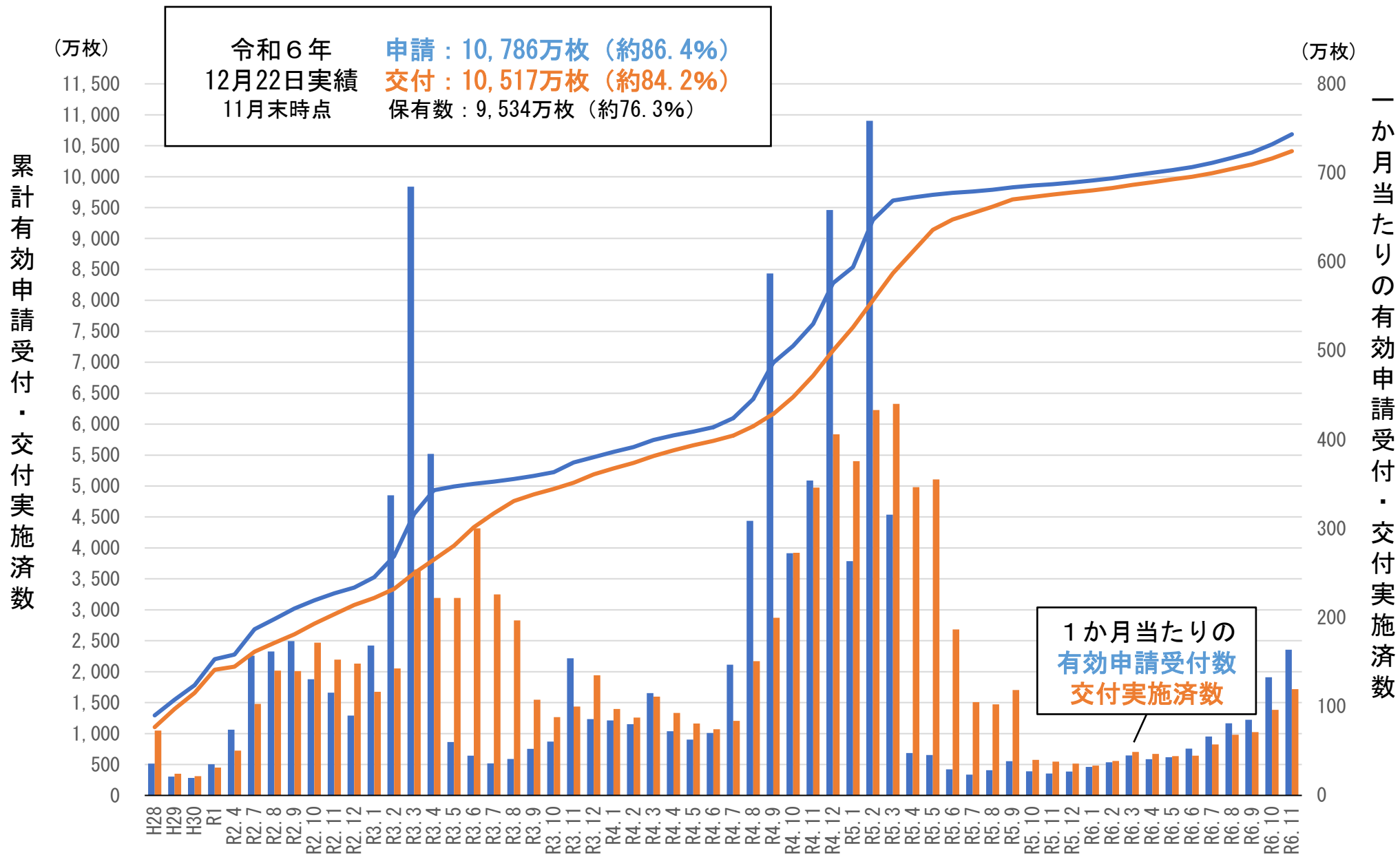
オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類など
での本人確認があるため、悪用
は困難です。

マイナンバーカードの申請・交付状況



(H28～R1は年度当たりの平均値)

* 保有数 : 現に保有されているカードの枚数 (交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

健康保険証としての利用



- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10～)

マイナポータル



- 子育て関連手続きや**引越し手続**を**オンライン申請**できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能
- **パスポート申請・法人設立申請**など国の手続きのオンライン申請が可能

コンビニ交付サービス



- コンビニ等で住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R6.10.15 対象人口:11,867万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認



- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R6.12.25現在、**民間事業者634社**がサービスを提供)

行政サービスにおける各種カードとしての利用



- **図書館カード等**、自治体のサービスで利用できる
- 自治体の「**書かない窓口**」で活用され、申請書の自動入力が可能に

職員証・社員証としての利用



- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループ等が活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(**R6.6.21閣議決定**)に基づく工程表に沿って推進
運転免許証(～R7.3までに実現)、**国家資格証**、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワーク受付票**、**在留カード**等
- 救急隊が**マイナンバーカード**を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動を迅速化・円滑化
- **電子処方箋**の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの電子証明書の搭載をR5年5月に開始。iPhoneへの搭載はR7年春に開始予定。)

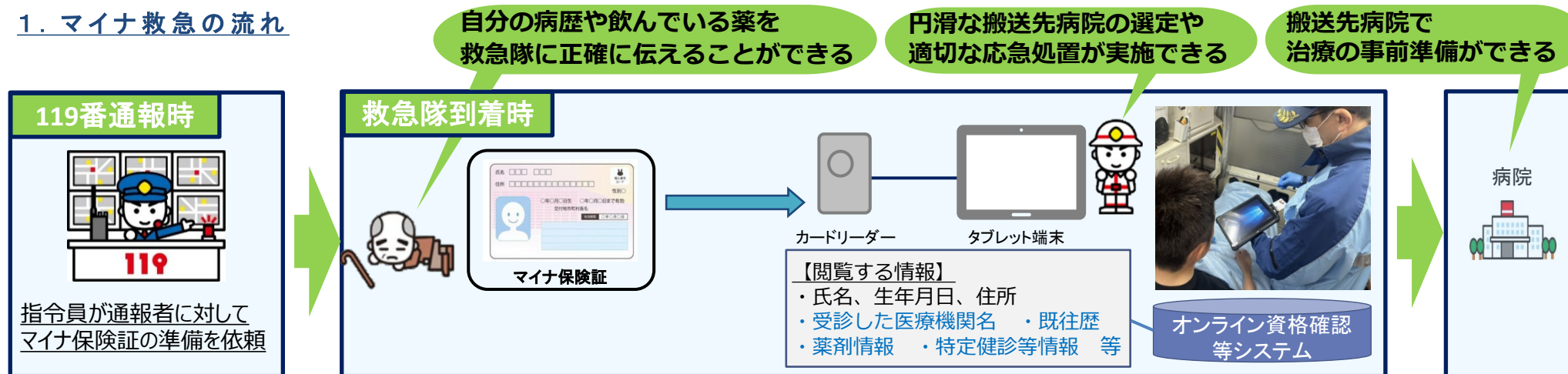
利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に



事業概要

▶ マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取り組み。

1. マイナ救急の流れ



2. 救急隊からの声（令和6年度実証事業）

- ・高齢者夫婦のみで、情報収集が困難だったが、マイナ保険証から情報が取得できた。
- ・外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった。
- ・頭痛の症状が強く会話が困難であったため、マイナ保険証から情報を取得できた。
- ・意識障害で、家族も傷病者の情報を把握しておらず、マイナ救急が活動に役立った。

3. スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実証実験 6本部30隊	調査研究 システム要件設定	実証事業 67本部660隊	全国展開の推進
		システム改修	
		〔閲覧可能な機関として消防本部を新たに追加 救急隊専用の現場で使いやすい閲覧画面〕	

4. 政府方針（令和6年6月21日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(1)DX

(デジタル・ガバメント)

カード活用による救急業務の迅速化・円滑化について全国展開を推進する

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

b マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

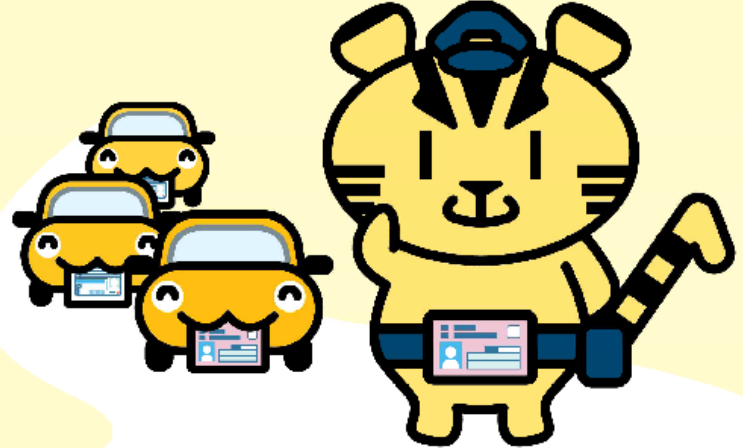
救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することによる救急業務の迅速化・円滑化について、2024年度に先行実施する67消防本部660隊が参画する全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進する。

マイナ免許証の概要（周知に係るリーフレット）

【表】

令和7年
3/24
運用開始！

マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ



※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

 希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

？ 一体化のための手続きは？

 運転免許センターで手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに登録できます。

？ 免許情報の確認はどうするの？

 専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

【裏】

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交法により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。
一体化で免許情報がマイナンバーカードに登録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット 1 住所変更等がラクに！

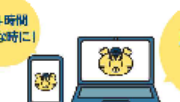


市町村に行くだけ！

氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ持参

メリット 2 オンライン更新時講習が受講可能に！



24時間好きな時に！
どこでも講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

住所運転者講習 一般運転者講習

メリット 3 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！



経由地更新 即日完了！

住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者 一般運転者

メリット 4 更新手数料が安く！



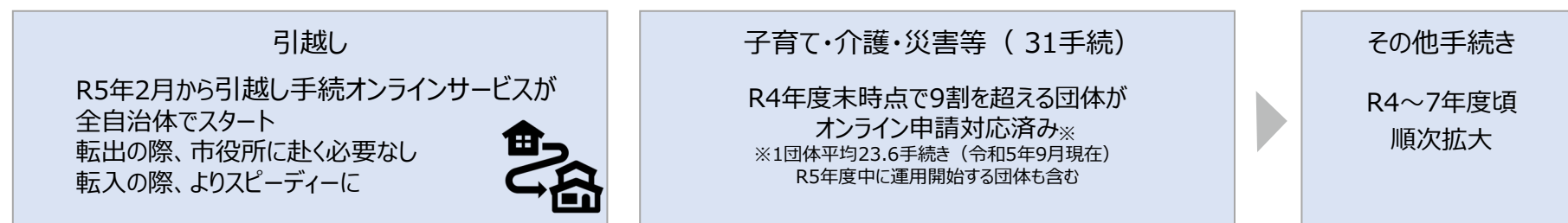
マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

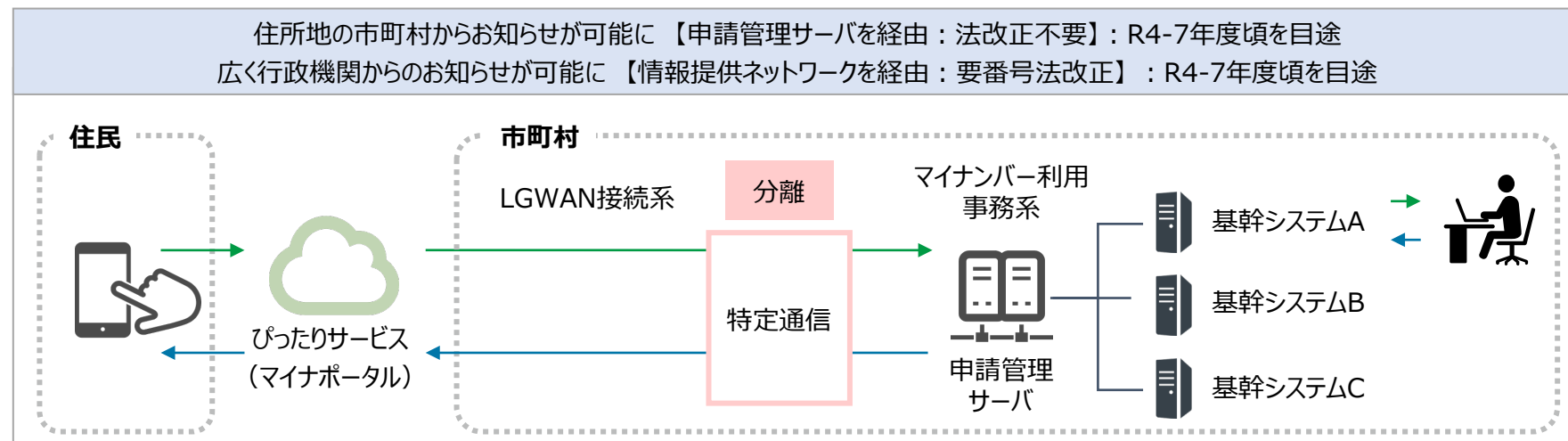
住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

デジタル庁では、マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくるために、まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みをつくります

1 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディーにできる



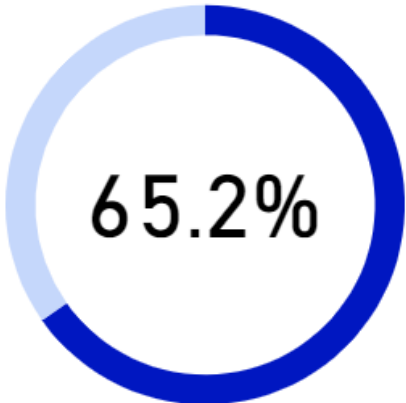
2 スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く



子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続を
オンライン手続きできる自治体の割合



オンライン化が完了した自治体数/全自治体数 1,135 / 1,741

凡例

都道府県名（オンライン化が完了した自治体数/全自治体数）
オンライン化が完了した割合（%）

- 青色：100%
- 薄い青色：80%以上100%未満
- 灰色：80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(148 / 179) 82.7%	茨城県(27 / 44) 61.4%	新潟県(22 / 30) 73.3%	三重県(9 / 29) 31.0%	鳥取県(11 / 19) 57.9%	福岡県(38 / 60) 63.3%
青森県(22 / 40) 55.0%	栃木県(16 / 25) 64.0%	富山県(14 / 15) 93.3%	滋賀県(5 / 19) 26.3%	島根県(12 / 19) 63.2%	佐賀県(14 / 20) 70.0%
岩手県(28 / 33) 84.8%	群馬県(12 / 35) 34.3%	石川県(15 / 19) 78.9%	京都府(8 / 26) 30.8%	岡山県(20 / 27) 74.1%	長崎県(12 / 21) 57.1%
宮城県(15 / 35) 42.9%	埼玉県(30 / 63) 47.6%	福井県(15 / 17) 88.2%	大阪府(17 / 43) 39.5%	広島県(18 / 23) 78.3%	熊本県(39 / 45) 86.7%
秋田県(10 / 25) 40.0%	千葉県(51 / 54) 94.4%	山梨県(25 / 27) 92.6%	兵庫県(27 / 41) 65.9%	山口県(11 / 19) 57.9%	大分県(17 / 18) 94.4%
山形県(17 / 35) 48.6%	東京都(19 / 62) 30.6%	長野県(67 / 77) 87.0%	奈良県(26 / 39) 66.7%	徳島県(19 / 24) 79.2%	宮崎県(23 / 26) 88.5%
福島県(42 / 59) 71.2%	神奈川県(7 / 33) 21.2%	岐阜県(38 / 42) 90.5%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(12 / 17) 70.6%	鹿児島県(11 / 43) 25.6%
		静岡県(23 / 35) 65.7%		愛媛県(20 / 20) 100.0%	沖縄県(17 / 41) 41.5%
		愛知県(37 / 54) 68.5%		高知県(28 / 34) 82.4%	

2024年3月31日時点の数値

カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想

デジタル庁では、マイナンバーカード1枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくるために、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組を支援していきます。なお、暗証番号なしでのマイナンバーカード利用も推進するほか、市町村の要望への対応や、メリットや利用方法の助言を行います

- 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取組も、デジタル社会実現に向けた重点計画（R6.6.21）閣議決定に基づき、推進する。

1 様々な市役所サービスを受けられるようにする



図書館カード 印鑑登録証	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
コンビニ交付	現在、対象人口は1億人 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す
その他、避難所受付等、 様々な利用	現在、先進自治体の取組 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す

2 職員カードとして利用し効率よくセキュリティを高める



出退勤等、様々な利用	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
------------	----------------------------------

①

図書館

新マイキープラットフォームを活用して、マイナンバーカードを図書館カードとしても利用可能とするほか、図書館の利用申請や電子図書の貸出等を行うシステムを構築する。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

②

防災・避難所

本市が構築するシステム上に事前登録した方について、避難所でカードリーダーによるマイナンバーカードの固有IDの読み取り（マイナンバーの個人番号は読み取らない）を行い、避難施設毎の避難者把握や安否確認を行う。

カード利用方式：カードアプリ（空き領域）
サービス開始：令和6年1月

③

医療・健康・子育て

のべおかポータルとマイナポータルをAPI連携し「子ども医療費受給資格証」の交付申請からデジタル資格証の交付までを、一気通貫のデジタル対応を実現し、利用者の利便性向上、及び行政事務の効率化を図る。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

④

医療・健康・子育て

保育所入所等に係る面談について、スマートフォンを利用したオンライン相談を実施する。新マイキープラットフォームを活用して、本人確認を行うことでオンラインでも窓口面談と同等の機微な行政相談を可能にする。



カード利用方式：電子証明書（MKPF活用）
サービス開始：令和6年2月

デジタル庁では、マイナンバーカードの、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図ります

1 様々な民間サービス・場面で利用できる

銀行口座開設、生保契約、
損保契約、信販契約など

現在：ネット証券の口座開設時の本人確認など、607の民間事業者が利用
→R4年度から銀行口座開設、生保契約、損保契約、信販契約など様々な民間サービスでの利用を目指す

- 様々な顧客申込手続きが、スマホでスピーディにできる（厳格な本人確認等がスマホ上で可能）
 - 事業者は、顧客の変更後の住所等が把握できるようになる（R 5 年 5 月16日開始。本人同意が前提。）
 - カードが手元になくても、スマホだけで手続きができるようになる（Androidスマホへの電子証明書搭載。R 5 年 5 月11日開始）
- ※マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面 3 年間無料にする。

例 メルペイの活用事例：銀行口座登録時の本人確認

ユーザーも事業者も早く、楽に、正確に手続きが可能



公的個人認証サービス（JPKI）の概要

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。（公的個人認証法）
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者607社(大臣認定事業者21社、同事業者を利用している事業者586社)がサービスを提供 ※令和6年10月1日現在

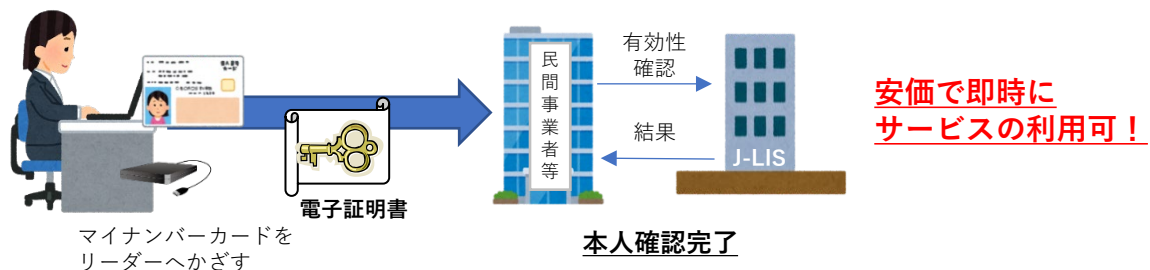
< 金融機関等の口座開設時の例 >

【従来】対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



< 公的個人認証サービス 利用によるメリット >

安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュ
リティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

●御興味のある方はこちら⇒ [民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリット](#)で検索

公的個人認証サービス（JPKI）のメリット

- オンライン口座開設等における本人確認の方法として自撮り方式を採用している事業者が多くあるところ、自撮り方式に加えてJPKI方式も導入しサービス提供している銀行と資金移動業者のそれぞれにJPKIのメリット/効果をヒアリング。
- 入力/自撮りレス等のUX向上のほか、入力内容/本人確認書類の真贋等の確認事務削減による導入効果が大いとのこと。

【JPKI導入前後の本人確認フロー】



【導入により得られた具体的なメリット】

顧客の メリット	① 氏名・住所・性別・生年月日が自動で申請画面に転記されるため、 <u>手入力が不要</u>
事業者の メリット	② 本人確認の申請から完了までにかかる時間が <u>約2分の1に短縮</u>
	① 偽造された本人確認書類による <u>犯罪目的等の不正な申請が大幅に減少</u>
	② 撮影画像や入力された住所の目検チェック等による <u>事務コストが約3分の1に減少</u>

事業者のメリット②の具体的な内容：以下が削減可能

- ✓ OCR等の入力情報確認システム利用にかかるコスト
- ✓ 撮影画像・入力された個人情報の誤字等をチェックする人員
- ✓ 顧客の問い合わせを受け付ける人員
- ✓ 人員削減による執務室などの設備コスト
- ✓ 撮影画像や入力された個人情報に誤りがあった際の顧客対応

マイナンバーカードによるJPKIを活用した本人確認の導入効果について

- デジタル庁において、JPKIの導入事業者ヒアリングを行ったところ、マイナンバーカードによるJPKIを活用した本人 確認の導入効果については以下のとおり。
- マイナンバーカードが国民の7割以上に普及する中で利用割合が増加していること、本人確認に要する時間が短縮されること、導入企業の事務負担の軽減に繋がることが確認されている。

※2024/01現在

項目	A社 (証券会社)	B社 (銀行)	C社 (資金決済業)
利用方法	オンラインでの証券口座開設	オンラインでの銀行口座開設	オンラインでの資金移動口座開設
JPKIによる 本人確認の 利用割合 (2022年→2023年度)	10%⇒40% (4倍に増加) ※本人確認書類の画像をアップロードする方式、本人確認書類のコピーを郵送する方式がJPKIに置き換えられた。	20%⇒40% (2倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式がJPKIに置き換えられた。	15%⇒35% (2.3倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式がJPKIに置き換えられた。
本人確認に 要する時間	短縮	約2分の1	数時間(従来)⇒即時 ※電子的に送信された本人確認書類の真正性確認に要する時間が短縮された。
本人確認に 要するコスト	減少 (外注費用が約6分の1)	約3分の1	約3分の1
その他	なりすまし抑止	不正口座開設が減少	不正申請が減少

マイナンバーカード機能のスマホ搭載について

- 希望するマイナンバーカード保有者に対し、マイナンバーカードのうち①電子証明書機能（電子署名及び電子認証の機能）を、お持ちのスマホに搭載するサービスを、令和5年5月11日より開始。（まずはAndroid端末から開始。）
- もう一つのマイナンバーカード機能である②属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）のスマホ搭載についても、必要な改正法が成立。
- iPhone端末は上記の①②の機能について、今春に搭載を目指すことを令和6年5月に公表。
- スマホ搭載により、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、マイナンバーカードでできることが順次、できるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能（※機種による）。



マイナンバーカードでできること（予定含む。これらが順次、スマホだけできるように。）

■マイナポータルの利用



子育て支援



引越し



TAX
確定申告



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

様々な行政手続のオンライン申請

ご自身の様々な情報の閲覧

個々人へのサービス等のお知らせ

■各種民間サービスの申込・利用



銀行・証券
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス
決済申込

■コンビニ交付サービスの利用



コンビニ交付

■健康保険証としての利用



健康保険証

■図書館カード等、様々なカードとしての利用

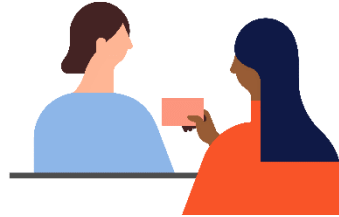
■災害における利用

■救急における利用 など

スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

これまで

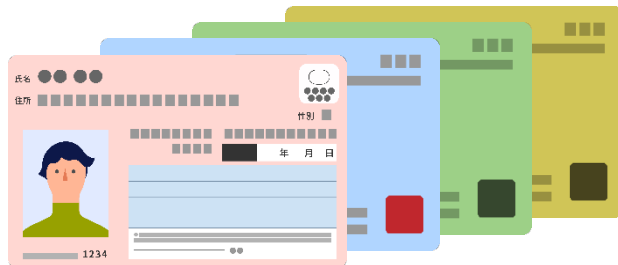
①マイナンバーカードを持ち運び



②マイナンバーカードの読み取り
&暗証番号の入力



③物理カードでID提示



これから

スマホ一つでOK



カードをかざす必要なし
&生体認証でOK

スマートフォンの顔認証や指紋認証



スマホでID表示・提供



- 重点計画では次期個人番号カードについて、次のとおり記述されている。
- 券面デザインに関する見直しのほか、券面記載事項をはじめとする個人番号カードの機能向上に資する事項について、関係する事務やシステム及び法改正への影響も踏まえつつ、所要の検討を行う。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月）（抜粋）

第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス

（6）次期マイナンバーカードの検討

2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。このため検討の場として「**次期マイナンバーカードタスクフォース（仮称）**」を設ける。

暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行う。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討する。

また、より効率的なマイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービス（JPKI）システムへの刷新や、既発行カードの扱い、新旧カード切替えに伴うカード利用機関等への影響についても検討することとする。

法改正が必要な場合は、2024年（令和6年）通常国会への法案提出を目指す。

マイナンバーカードが支える、個人に寄り添う、安全・便利なデジタル社会（イメージ）



マイナンバーカードと医療DX

1. マイナンバーカード

- a. 利用シーンの拡大
- b. カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所」構想
- c. カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想
- d. カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

2. マイナポータルとデジタル認証アプリ

- a. マイナポータルの改善とマイナポータルAPIの活用
- b. デジタル認証アプリ

3. 医療DXと医療法改正案

デジタル基盤の活用



マイナポータル

利用者の情報閲覧機能

自己情報閲覧

お知らせ

やりとり履歴の確認

認証連携機能

シングル・サイン・オン



オンライン申請機能

手続の検索・電子申請

- ・ 引越し
 - ・ パスポート
 - ・ 国民年金
 - ・ 公金受取口座
 - ・ マイナ保険証
- のほか自治体等へ様々な申請もできます



デジタル認証アプリ

政府サービス

マイナンバー

市役所サービス

市民ID

金融サービス

金融機関口座

メンバーシップサービス

メンバーアカウント



マイナンバーカードを使った本人の確認が簡単に、無償で利用できます
それぞれのIDやサービスに対し、ご本人であるかどうかの確認（認証）を行います。
※デジタル認証アプリサービス側ではID間の紐付けは行いません



マイナポータルとは

利用者の情報閲覧機能

自己情報閲覧

- 健康保険証情報
 - 税情報（所得等）
 - 薬剤情報
 - 予防接種の履歴
- などが確認できます



お知らせ

行政機関等から児童手当現況届や確定申告などのあなたに合ったお知らせが届きます

やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできます



オンライン申請機能

手続の検索・電子申請

- 引越し
 - パスポート
 - 国民年金
 - 公金受取口座
 - マイナ保険証
- のほか自治体等へ様々な申請もできます

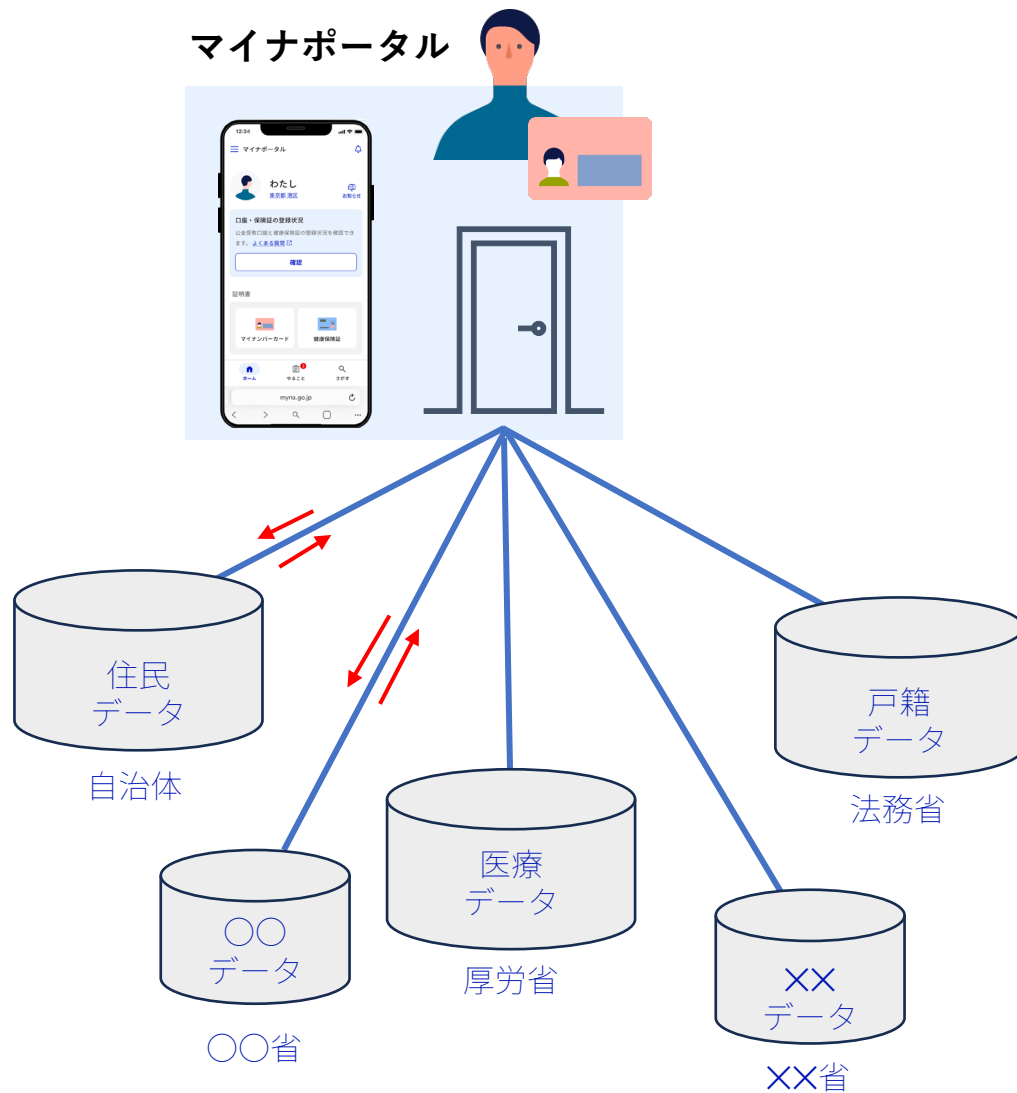
認証連携機能

シングル・サイン・オン

- （外部サイト連携）
- e-Tax
 - ねんきんネット
- などにつながります



マイナポータルは各行政機関が持つ個人情報を取得する機能を提供



- マイナポータルは、行政機関に保存された、自分の個人情報を取りに行くための「開く扉」を提供。
- マイナンバーカードをかざし、パスワードを入力すると、必要な行政機関が持つ自分のデータにアクセスできる扉が開き、データを取りに行ける。
- 一度ログアウトすると扉が閉じるので、再度扉を開けるためにはもう一度マイナンバーカードをかざす必要。

- ・マイナポータルでは、行政機関等の持つ自分の情報を確認できます。



マイナポータルで確認できる情報の例

健康保険証情報
診療・薬剤情報
医療費情報
予防接種
乳幼児健診
妊婦健診
特定健診情報
・後期高齢者健診情報
難病患者支援

税・所得
公金受取口座情報
年金
児童手当
ひとり親家庭
母子保健
教育・就学支援
障害児支援
・小児慢性特定疾病医

障害保健福祉
生活保護
介護・高齢者福祉
雇用保険
労災補償
etc...

- マイナポータルでは、行政手続のオンライン申請ができます。



マイナポータルで申請できる手続の例

引越し
パスポート
国民年金
確定申告

子育て関係手続

- ・ 出生の届出
- ・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・ 児童扶養手当の現況届の事前送信
- ・ 氏名変更／住所変更等の届出
- ・ 受給事由消滅の届出
- ・ 未支払の児童手当等の請求
- ・ 児童手当等に係る寄附の申出
- ・ 受給事由消滅の届出

介護関係手続

- ・ 要介護・要支援認定の申請
- ・ 介護保険負担割合証の再交付申請
- ・ 被保険者証の再交付申請

被災者支援関係

- ・ 罹災証明書の発行申請 etc...

その他、地域のマラソン大会など、様々な行政手続を自治体が登録し、申請を受け付けることが可能。

マイナポータルのホーム画面から「健康保険証」情報に簡単にアクセスでき、その情報をダウンロードして保存することができます。

顔認証付きカードリーダーの不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいかなくても、マイナポータルの画面（保存したPDFファイル）をマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで保険診療の受診が可能です。



医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年12月20日時点

保 険 者 名	XXXXXXXXXX
保 険 者 番 号	XXXXXXXXXX
記 号	XXXXXX
番 号	XXXXXXXXXX
枝 番	XXXXXX
氏 名	XXXXXXXXXX
本人・家族の別	本人

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

マイナポータルで医療費の情報を確認することができます。

医療機関や薬局の窓口で支払った公的医療保険に係る医療費の情報を確認することができます。
※毎月11日ごろに情報が更新され、前々月分までの医療費の情報を確認することができます。

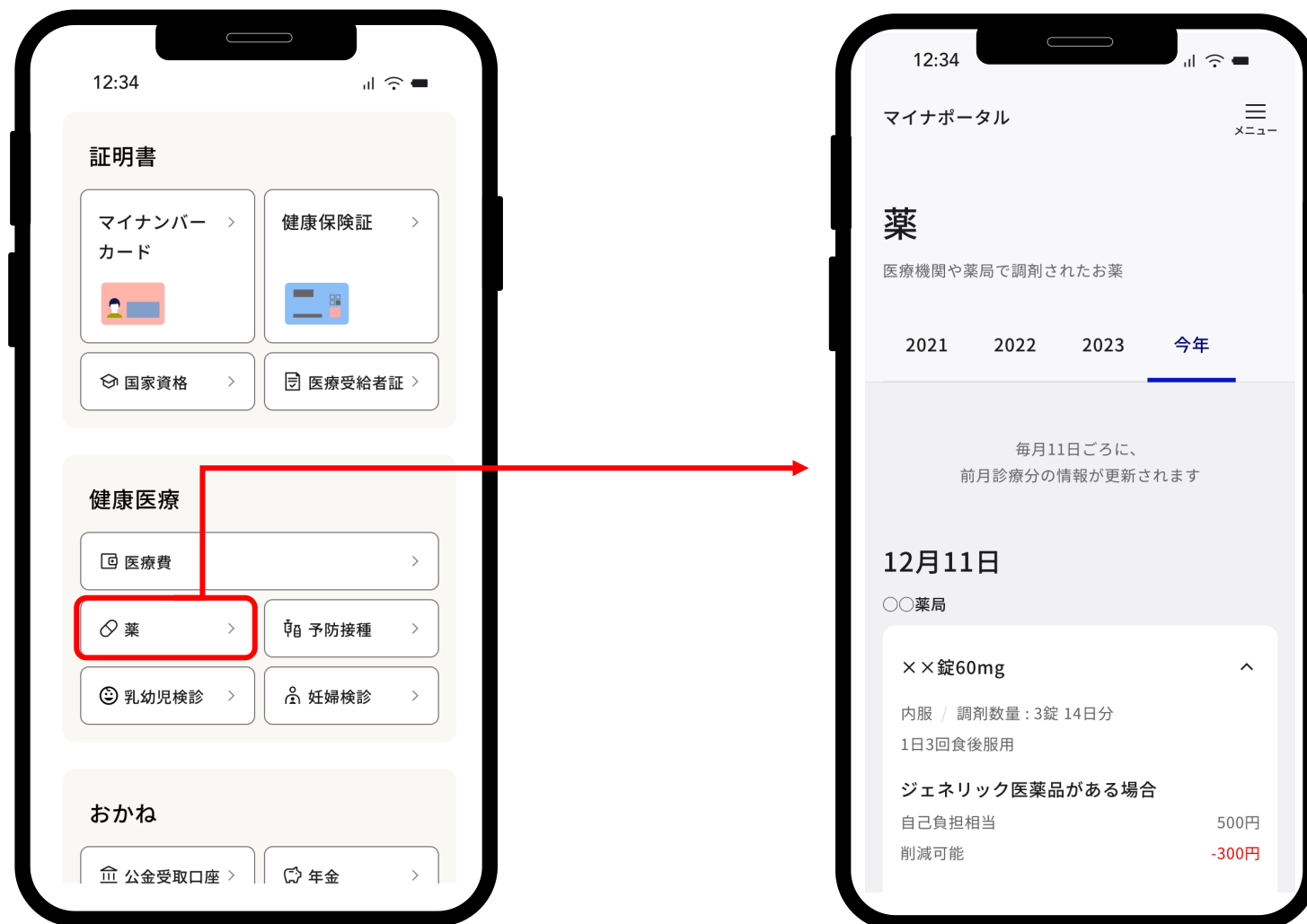


下方向にスクロール

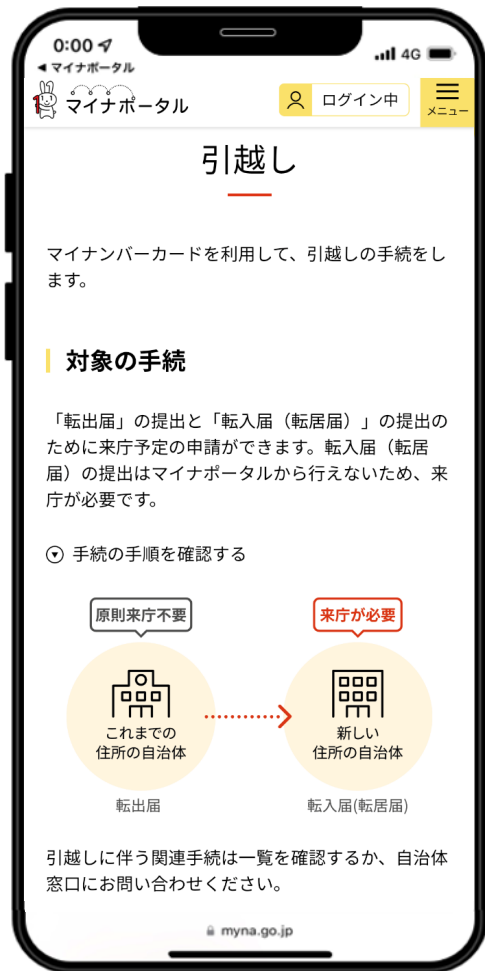


マイナポータルでお薬の情報を確認することができます。

病院や薬局などの医療機関で処方・調剤されたお薬の情報を確認することができます。
※毎月11日ごろに情報が更新され、前月分までのお薬の情報を確認することができます。



引越しの手続き



➤ 2023年2月7日にリリース

➤ マイナポータルから全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を転出元市区町村に、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるように。

手続きのイメージ

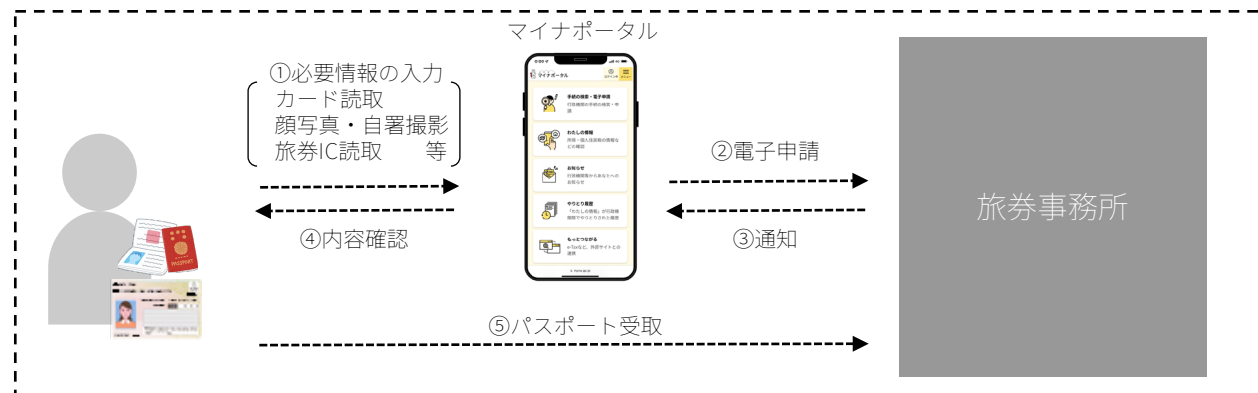


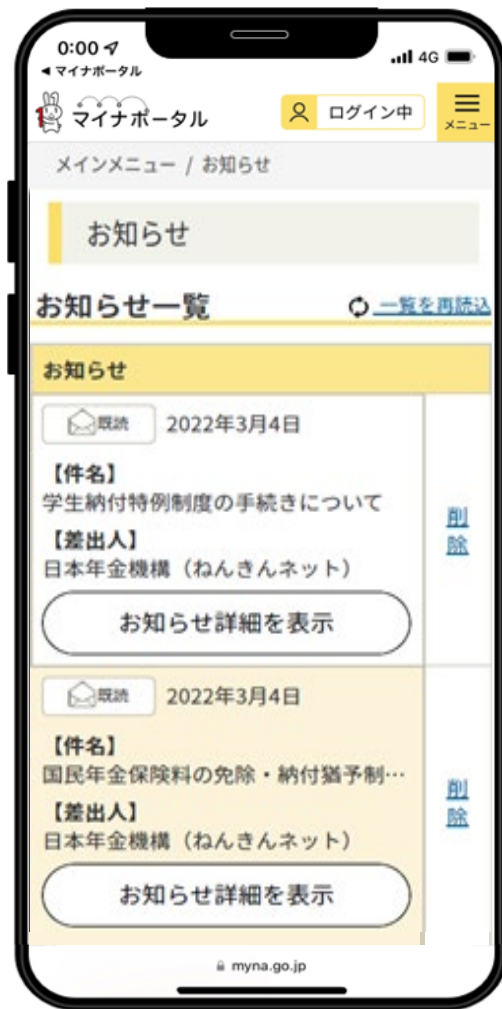
パスポートのオンライン申請



- 2023年3月27日にリリース
- マイナポータルから切替申請をはじめとする一部のパスポートに関する手続きがオンライン申請できるように。
- これまで申請時と受取り時の2回窓口に行く必要があったが、マイナポータルから申請することで、窓口に行く回数は原則受取り時の1度だけになる。
- 2025年3月から、全ての都道府県においてオンラインでのパスポートの新規申請が可能に。

パスポート申請のイメージ





国民年金保険料のワンクリック免除

- 2022年5月にリリース
- 国民年金保険料の免除・猶予の対象者に、申請事項が事前記入済の案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請が簡単に。
- 対象手続は、国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請。

手続きのイメージ

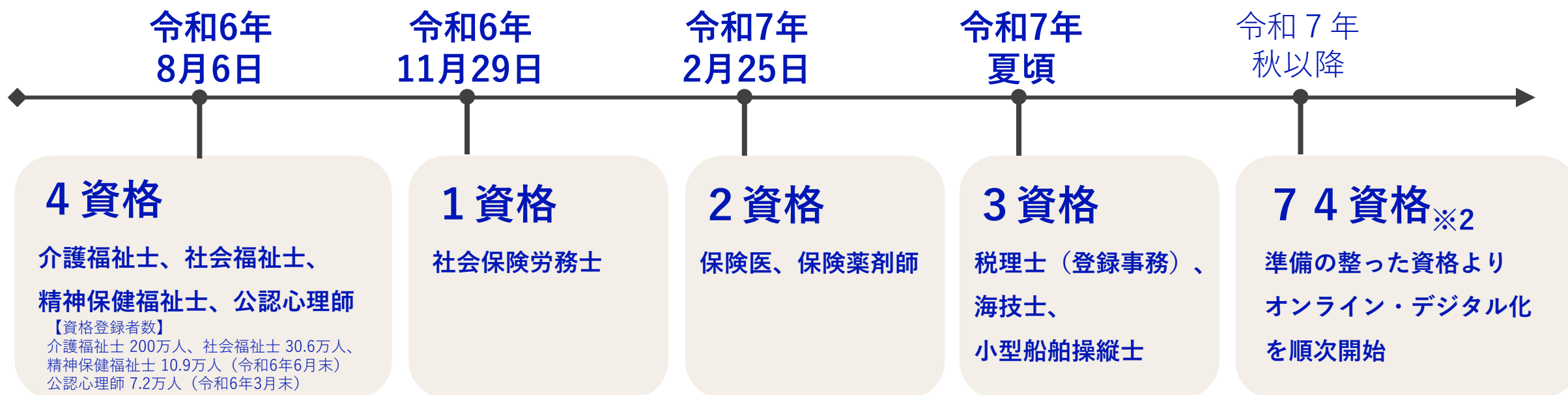


国家資格のオンライン・デジタル化について

令和6年8月6日（火）より、これまでは紙で行われていた介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師における氏名等の変更手続き※1や、デジタル資格者証の取得がオンラインでできるようになり、これまでに社会保険労務士、保険医、保険薬剤師が加わりました（令和7年4月末時点 7資格）。

- ◆ 住民票の写しや戸籍謄（抄）本の写しの添付も省略可能
- ◆ 登録免許税や手数料の支払いもオンラインでの決済（クレジットカード）が可能

※1 利用開始時に可能な手続きは資格ごとに異なる
令和7年4月末時点の資格ごとの対応時期は下図を参照



※2 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経験認定医師、薬剤師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、准看護師、栄養士、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、行政書士、司法試験、司法試験予備試験、建築物環境衛生管理技術者、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、情報処理安全確保支援士、調理師、精神保健指定医、キャリアコンサルタント、給水装置工事主任技術者、専門調理師、技能士（131種）、労働安全衛生法による免許（20種）、技能講習修了証（69種）、登録販売者、全国通訳案内士、地域通訳案内士、職業訓練指導員、製菓衛生師、クリーニング師、受胎調節実地指導員、教員、一級建築士、二級建築士、木造建築士、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、理容師、美容師、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士、年金数理人

国家資格のオンライン・デジタル化のメリット

オンラインで申請できる

マイナポータルより、資格の新規取得・住所又は氏名等変更の申請ができる



添付書類は省略

住民票や戸籍に関する書類はマイナンバーを活用して連携



オンライン決済に対応

申請に必要な支払いは、お知らせを受け取ってオンラインで決済



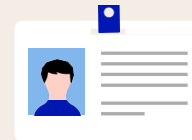
登録情報をいつでも確認

確認したい時に、すぐに閲覧できる



デジタル資格者証を利用できる

デジタル資格者証※のデータを提供可能
※ 資格を保有していることの確認ができる電子データ



デジタル庁



令和6年度より、それぞれの国家資格で順次サービス開始します（実際の取扱いは資格により異なります）。

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や婚姻・引越しの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

新しいマイナポータルへの刷新



新しいマイナポータルロードマップ

2022/12 - 2023/08

アルファ版実証

- 現正式版が標準表示。
- 任意でアルファ版を利用可能。
- アルファ版のみの機能はなし。



2023/08 - 2024/03

ベータ版実証

- 実証ベータ版が標準表示に。
- 機能ごとに正式版へ遷移。
- 一部機能をベータ版環境のみで提供開始。



2024/03 -

新しい正式版提供

- ウェブトップページが1本化。
- 新規機能については、新しい正式版環境で開発。
- 現正式版に残る機能は、順次移管。



取組み－アンケート機能

- 利用者からの声が常に受け取れるよう、アンケート機能を設置。

マイナポータル上の主要なページや手続きが終わったページに、満足度調査・フリーコメントのできる機能を設置。

12:34

どんな情報が必要ですか

行政手続きについてどんな案内がほしいか、ご意見を教えてください。

[いただいたご意見について](#)

必要な情報 **必須**

個人が特定できる情報を入力しないでください

0 / 256

年代 任意

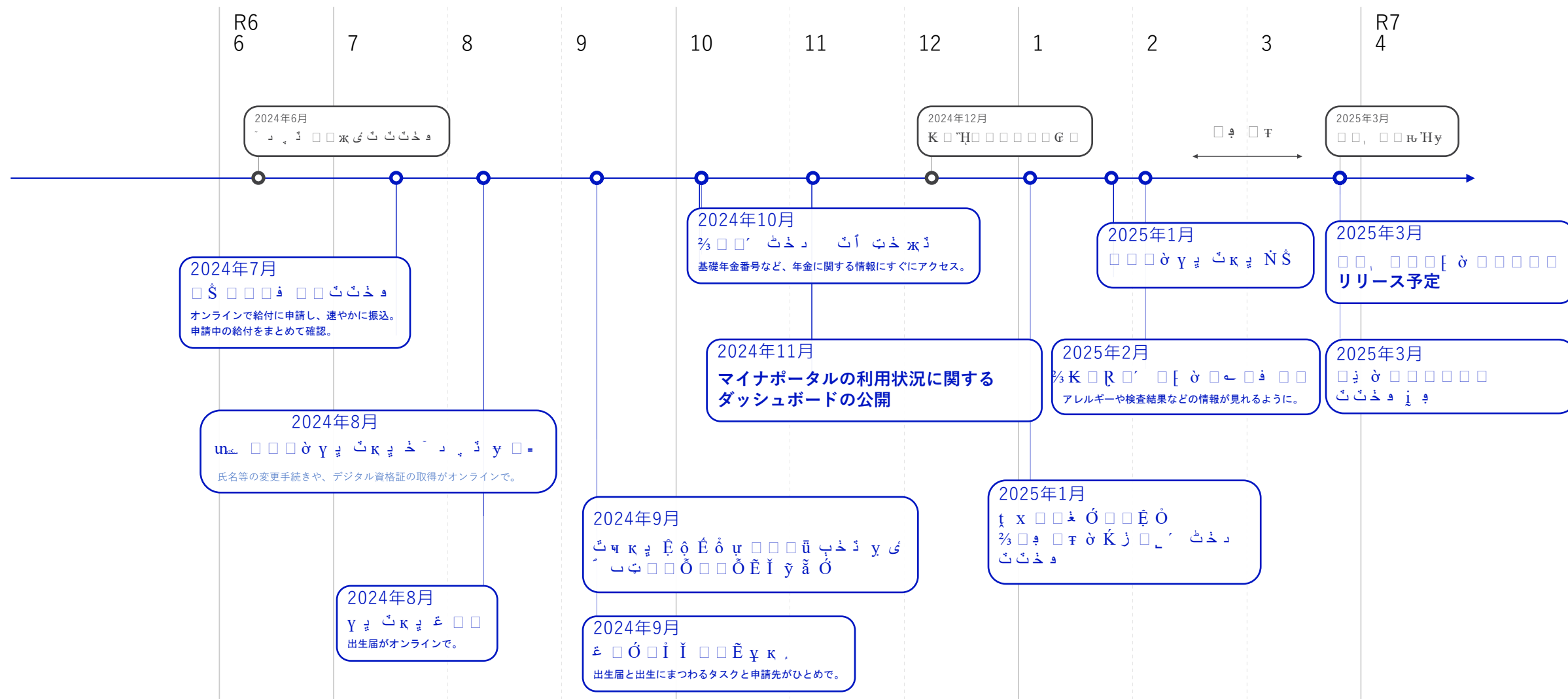
選択してください ▼

12:34

医療費の確認はいかがでしたか

とてもよい よい ふつう わるい とてもわるい

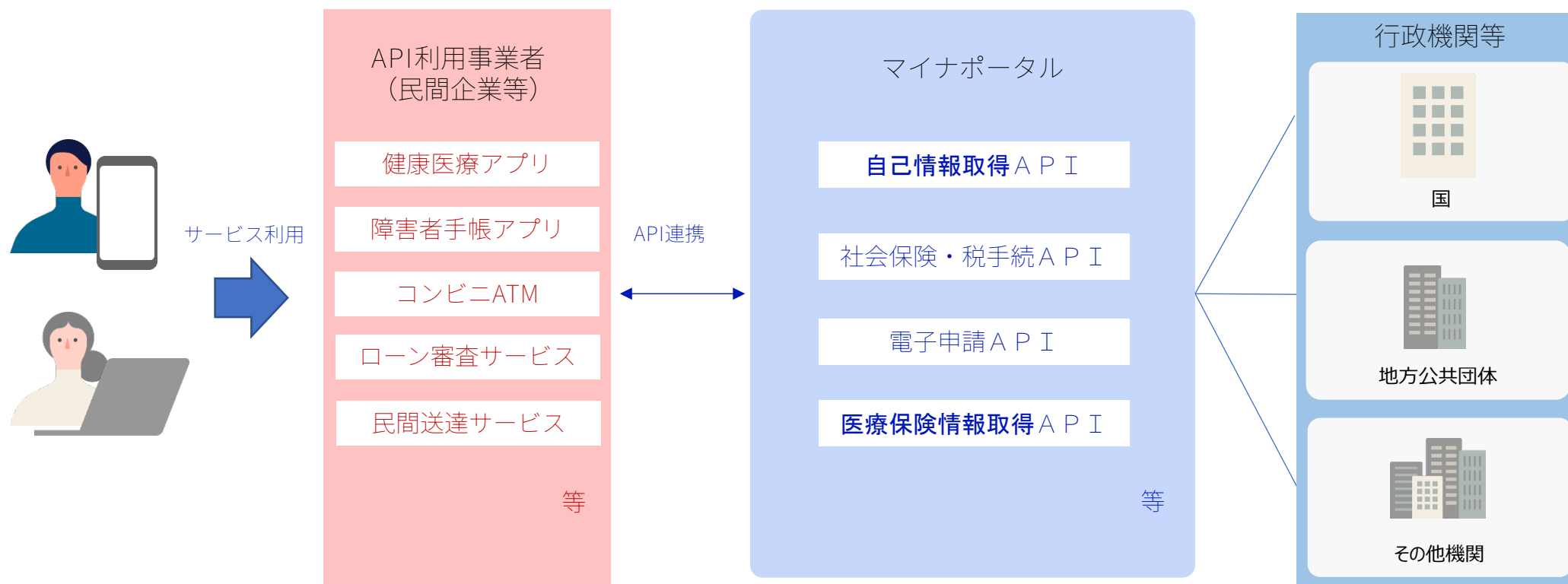
マイナポータルロードマップ



マイナポータルAPIの活用

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や行政機関への申請機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

※APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。

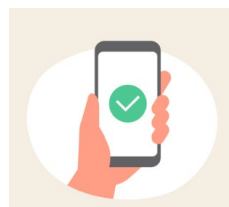


マイナポータルAPI仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>)

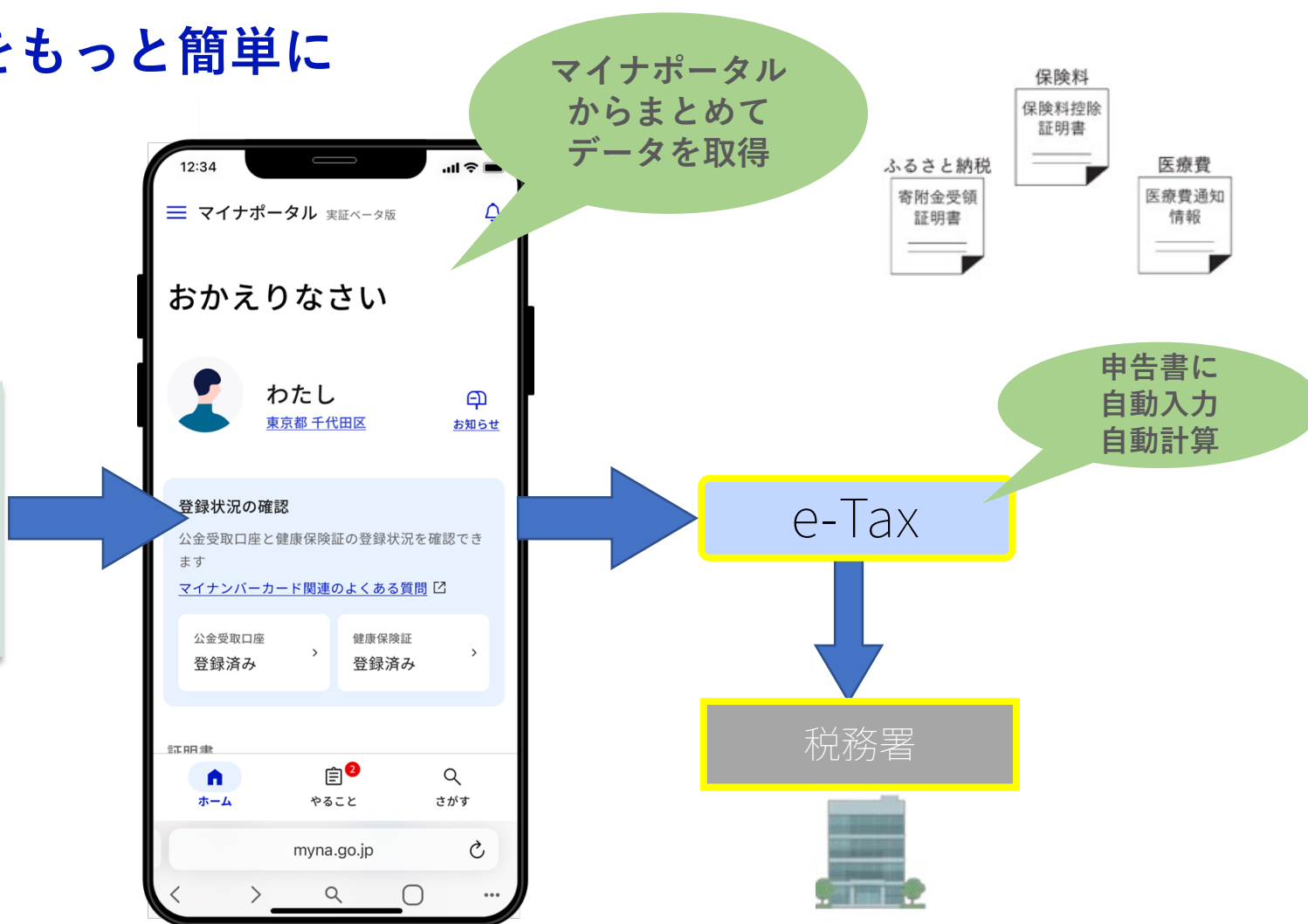
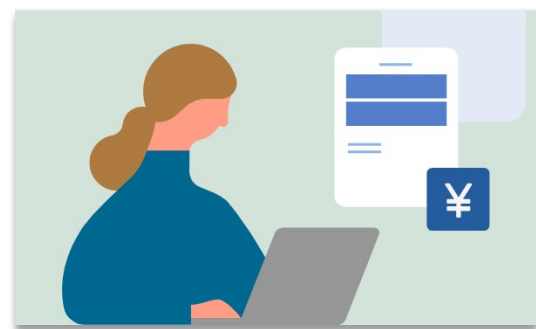
マイナポータルAPI活用の事例

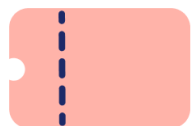
民間企業がリリースしているお薬手帳アプリでもマイナンバーカードを利用して薬剤情報・処方情報・調剤情報などを表示できます。

事業者名 「サービス名」	サービスについて
 日本調剤株式会社 「お薬手帳プラス」	利用者は、マイナンバーカードを利用することで、薬剤情報・処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・保険薬局等にて処方された薬剤の情報を閲覧・記録できる。また、保険薬局等に電子処方箋を事前送信できるサービスについても提供している。
 株式会社ヘルステック研究所 「健康日記」	自発的にアプリ内に有する歩数や体重、血圧等のライフログと共に健康記録を一元管理でき、自らの健康増進や医療の質向上を実現するサービス。利用者は、マイナンバーカードを利用することで、乳幼児期等の予防接種履歴情報や薬剤情報及び特定健診情報を取得することができ、記録の手入力の手間が軽減される。
 株式会社くすりの窓口 「EPARKお薬手帳」	利用者は、マイナンバーカードを利用することで、マイナポータルから薬剤情報・特定健診情報・予防接種情報・医療費通知情報を取得することができ、ご家族の医療情報を手間なく、簡単にアプリでまとめて管理することができる。
 株式会社メディカルフロント 「ポケットファーマシー」	利用者は、マイナンバーカードを利用することで、処方情報・調剤情報を取得することができ、スマートフォンやタブレット、パソコンなどでご自身やご家族のお薬手帳をいつでもどこでも閲覧する事ができるクラウドサービス。薬局や医療機関と共有することで安心安全な診療や服薬指導を受けられる。
 メドピア株式会社 「かかりつけ薬局化支援サービス kakari」	処方せん事前送信や電子版お薬手帳、薬剤師へのチャット相談など、かかりつけ薬局を便利で安心して利用できるアプリ。利用者は、マイナンバーカードを利用することで、薬剤情報・処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・薬局等で処方・調剤された医薬品情報をお薬手帳にまとめて登録・閲覧できる。
 ホッペ株式会社 「電子お薬手帳ホッペ」	利用者はマイナンバーカードを利用することで、処方情報・調剤情報を取得することができ、保険医療機関・保険薬局等にて処方された薬剤の情報を閲覧・記録できる。また、保険薬局等に電子処方箋を事前送信できるサービスについても提供している。



確定申告をもっと簡単に





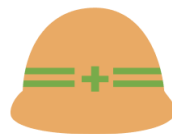
居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



ゴミ収集カレンダー



災害対策の連絡



認証API （マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた認証）

電子利用者証明の検証と利用者証明用電子証明書の有効性確認の結果等を連携
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた 4 情報連携機能も利用可能
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認

署名API （マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いた署名）

署名値と署名用電子証明書を連携（認証APIと異なり、電子署名の検証は行わない）
行政機関向けに限り署名用電子証明書の有効性を確認
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた 4 情報連携機能も利用可能

マイナンバーカードと医療DX

1. マイナンバーカード

- a. 利用シーンの拡大
- b. カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所」構想
- c. カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想
- d. カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

2. マイナポータルとデジタル認証アプリ

- a. マイナポータルの改善とマイナポータルAPIの活用
- b. デジタル認証アプリ

3. 医療DXと医療法改正案

医療・介護DXの更なる推進

活力ある健康活躍社会を築く上で、デジタル化とデータサイエンスを前提とする医療・介護DXの推進は、国民一人ひとりの健康・生命を守り、今後の医療等の進歩のための基盤となるもの。より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築するとともに、医療分野のイノベーションを促進し、その成果を国民に還元していく環境整備を進めていく。

- 令和6年12月にマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を控える中で、医療DXの基盤であるマイナ保険証の利用促進を図りつつ、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、各取組をより実効的かつ一体的に進める。また、速やかに関係法令の整備を行う。

全国医療情報プラットフォームの構築等

- ◆ 電子カルテ情報共有サービスの構築・普及（大病院における電子カルテ情報の標準化の加速化、診療所への標準型電子カルテの導入促進、必要な支援策の検討）、電子処方箋の普及促進
- ◆ 次の感染症危機に備え、電子カルテ情報と発生届との連携や臨床研究における電子カルテ情報との連携促進、JHHS（国立健康危機管理研究機構）への情報集約
- ◆ 診療報酬改定DX、介護情報基盤の構築、PMH（公費負担医療等の情報連携基盤）の推進

医療等情報の二次利用の推進

- ◆ 医療・介護等の公的DBの利用促進（仮名化情報の利用・提供、電子カルテ情報共有サービスで収集するカルテ情報の二次利用等）
- ◆ 公的DB等を一元的かつ安全に利活用できるクラウド環境の情報連携基盤の構築、利用手続のワンストップ化
- ◆ 検査や薬剤等に関するコードの標準化・質の高い医療データを整備、維持・管理するための取組推進

医療DXの実施主体

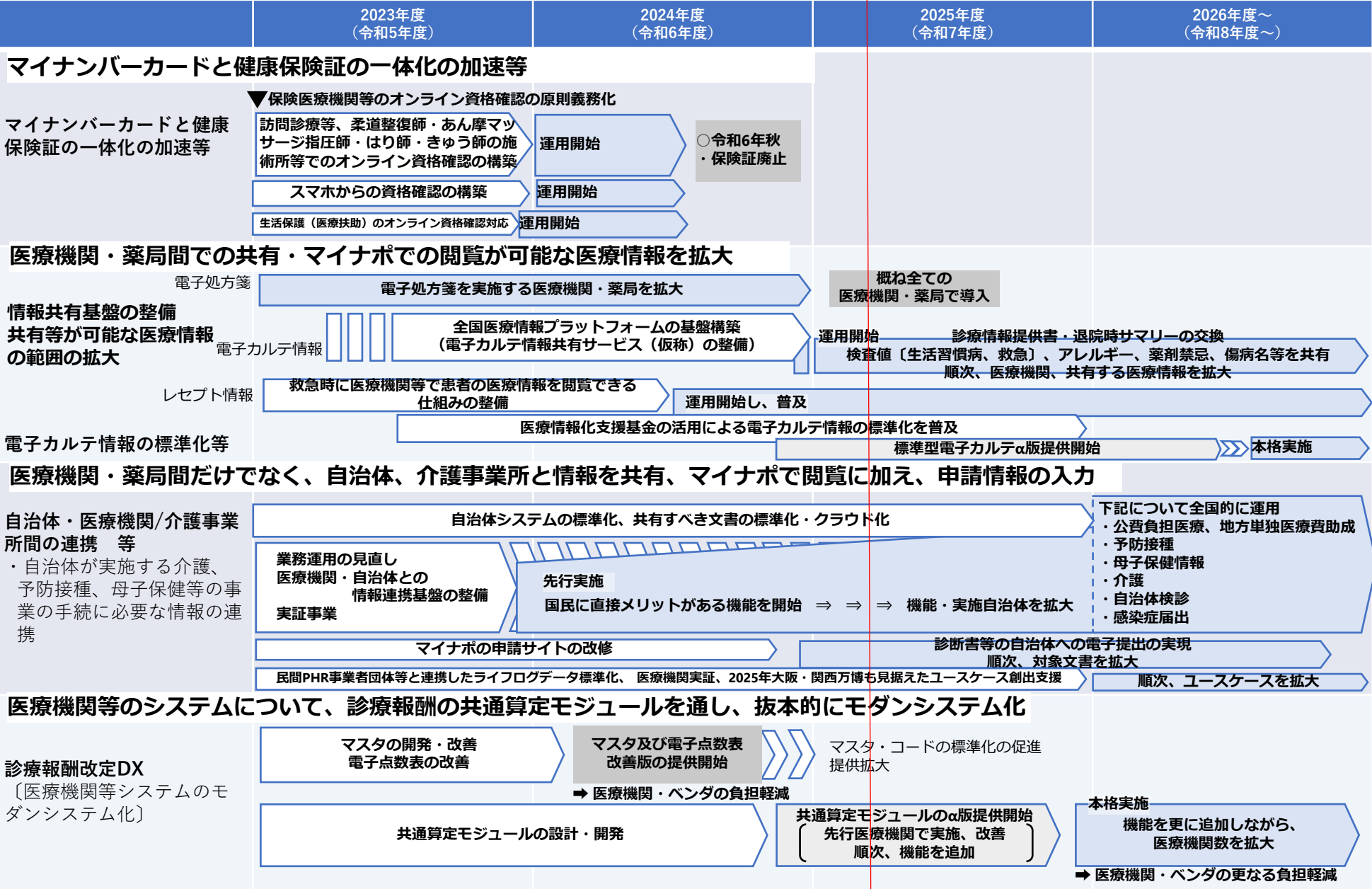
- ◆ 社会保険診療報酬支払基金を、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体（「医療DX推進機構（仮称）」）として、抜本的に改組
- ◆ 国が医療DXの総合的な方針を示し、支払基金が中期的な計画を策定。保険者に加え、国・地方が参画し、運営する組織。情報技術の進歩に応じた迅速・柔軟な意思決定、DXに精通した専門家が意思決定に参画する体制に改組

マイナ保険証の利用促進、生成AI等の医療分野への活用

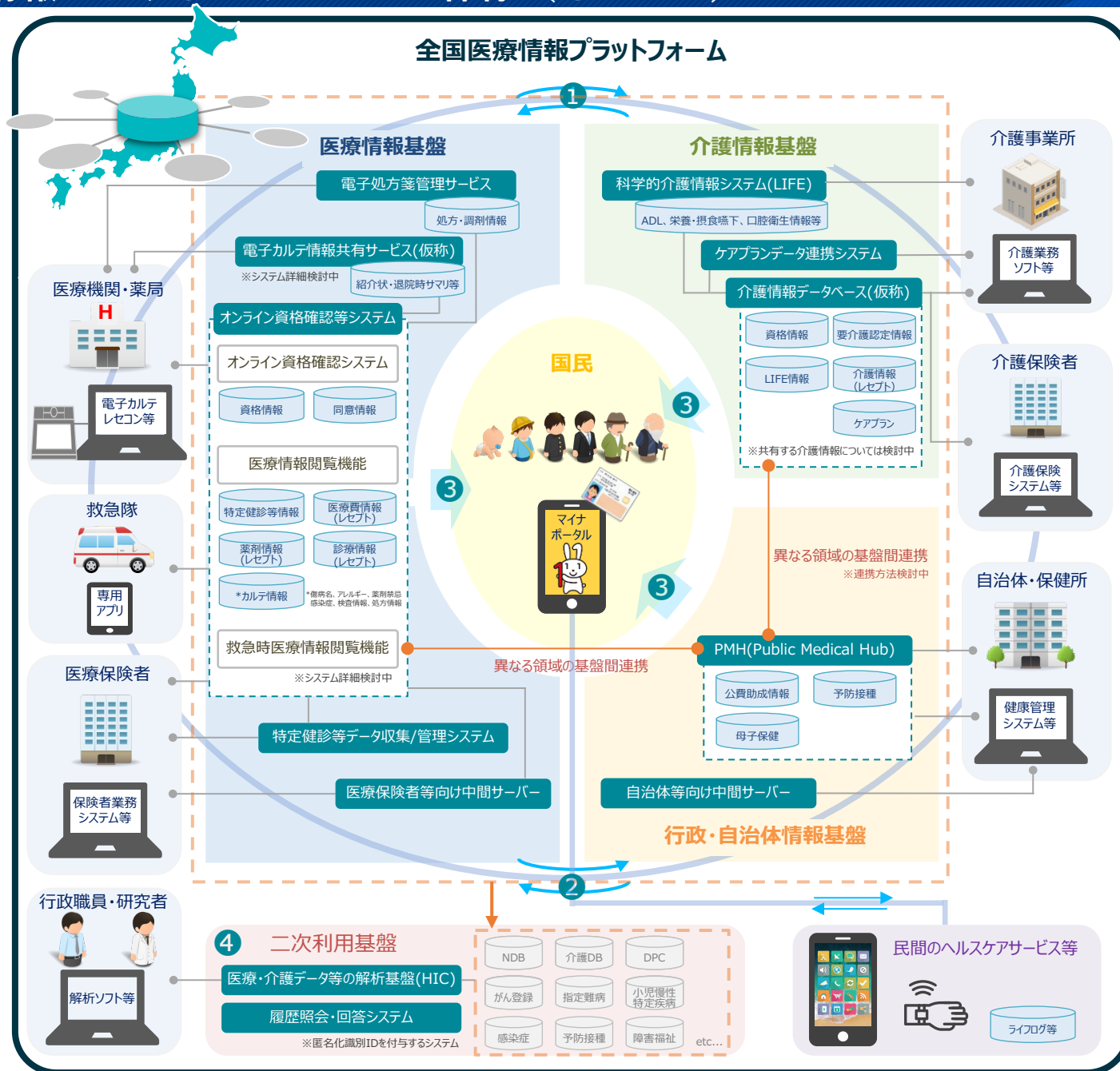
- ◆ 国が先頭に立って、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用を促進
- ◆ 生成AI等の医療分野への活用

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

全国医療情報プラットフォームの構築



全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）

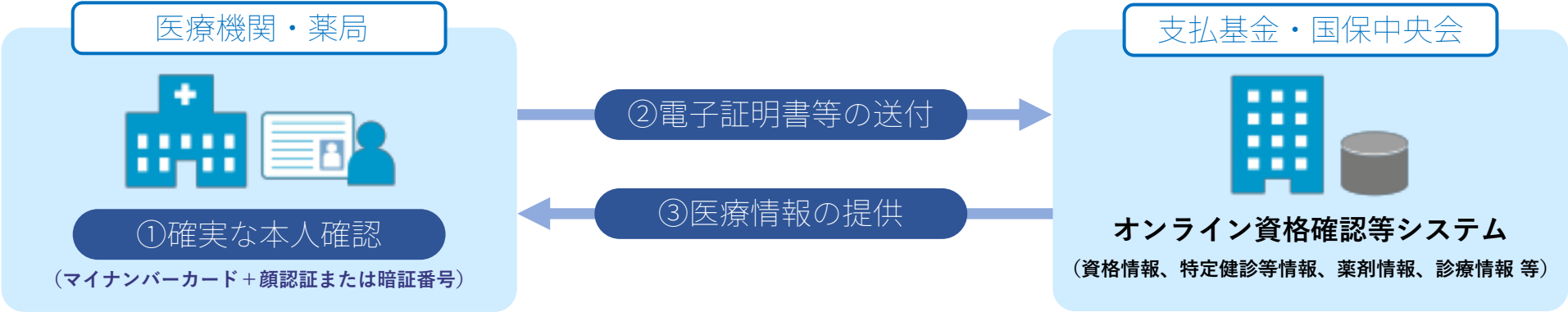


「医療DXのユースケース・メリット例」



マイナ保険証の仕組み

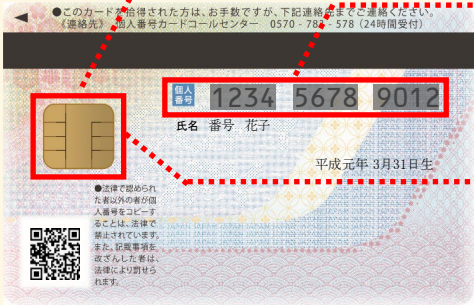
マイナンバーカードのICチップの電子証明書等と、顔認証（または暗証番号）を組み合わせ、
「確実な本人確認」として利用することにより、
過去の手術、診療や服薬中のお薬等の医療情報を、全国の医療機関・薬局に提供できるようにする仕組みです。



マイナンバーカードの安全性

- 紛失等による場合は、1週間以内（最短5日）に再発行
- 紛失・盗難の場合も24時間・365日体制で停止可能

顔写真があり、
なりすましは
できない



医療情報の提供には電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

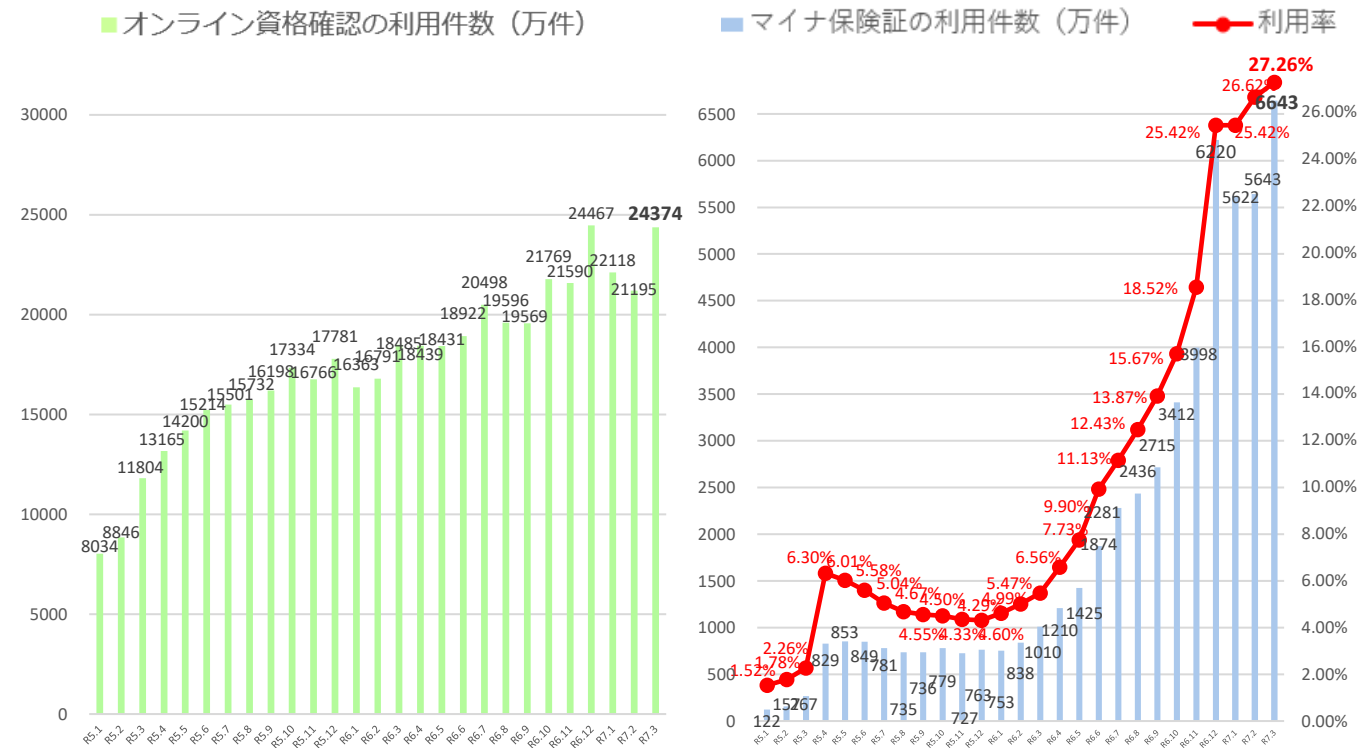
■ ICチップを利用するためには、暗証番号か顔認証が必要

医療情報は記録されない

■ ICチップ部分には、医療情報のほか、税や年金などの
個人情報も記録されない

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



【3月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	17,091,517	7,918,261	9,173,256
医科診療所	102,463,640	26,065,571	76,398,069
歯科診療所	19,706,946	7,955,212	11,751,734
薬局	104,480,125	24,495,641	79,984,484
総計	243,742,228	66,434,685	177,307,543

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	2,299,818	1,169,286	3,749,690
医科診療所	7,496,266	8,633,850	19,880,780
歯科診療所	2,049,061	1,677,549	2,026,826
薬局	7,450,720	6,548,055	12,773,310
総計	19,295,865	18,028,740	38,430,606

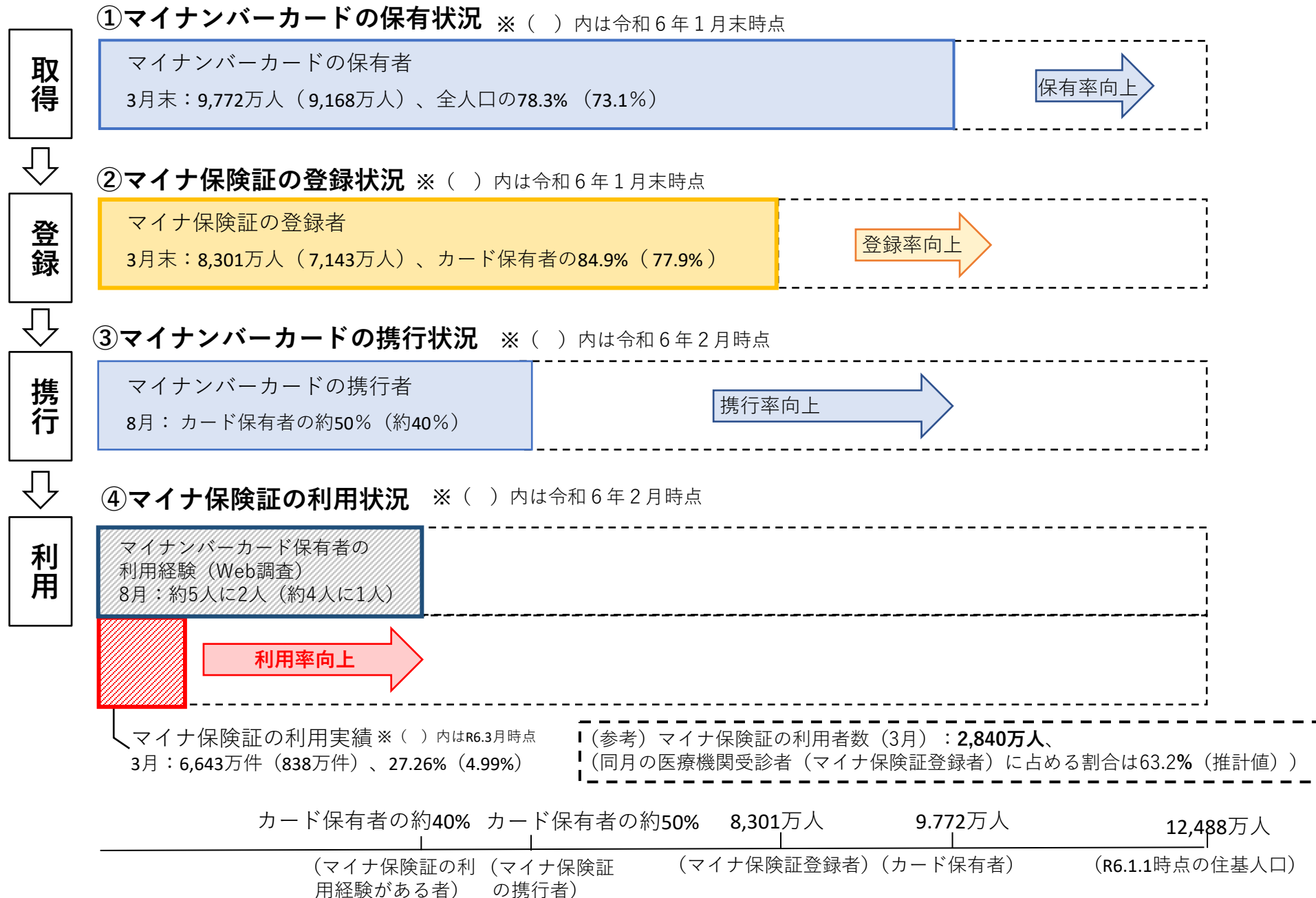
<参考>

令和7年3月のマイナ保険証利用人数（2,840万人）から、当該月に医療機関を受診した人の推計値（6,760万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	42.0%
医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	53.7%
医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	63.2%

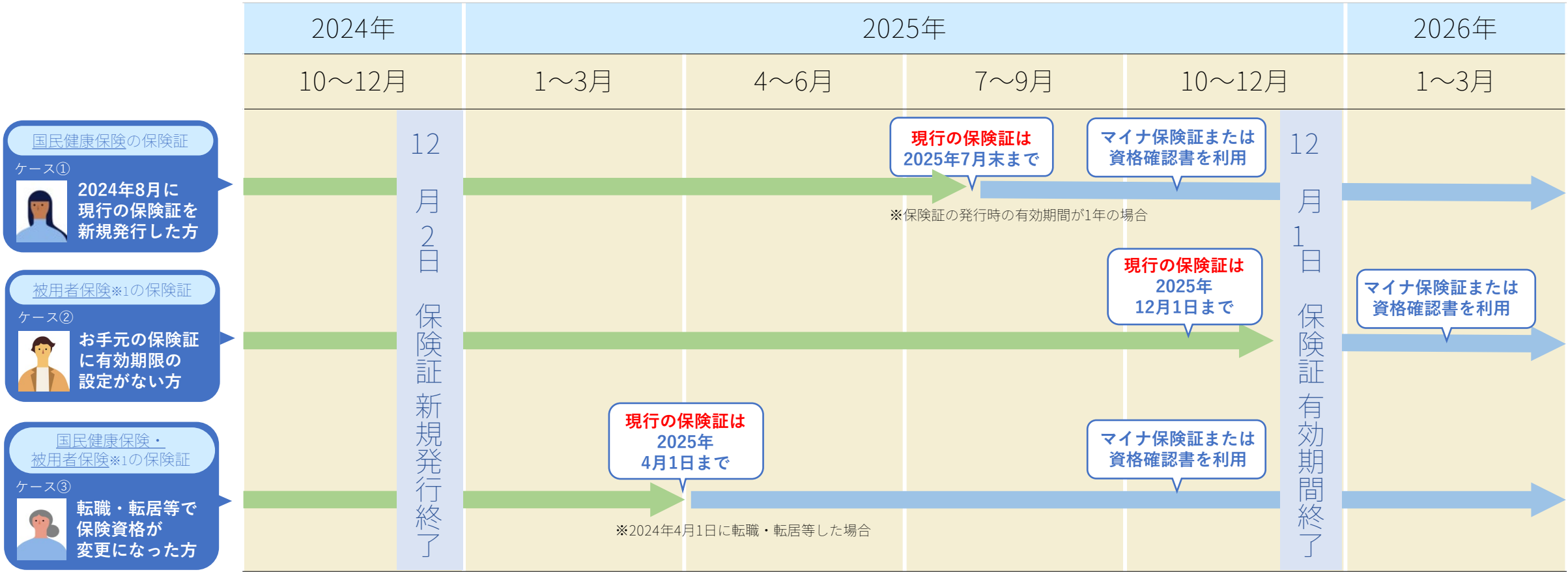
※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。
※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年11月までは医療保険医療費データベースによる実績値、12～3月は過去の伸び率から推計して算出。
患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。
※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（78.3%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（84.9%）を用いて推計。

マイナ保険証に関する現状

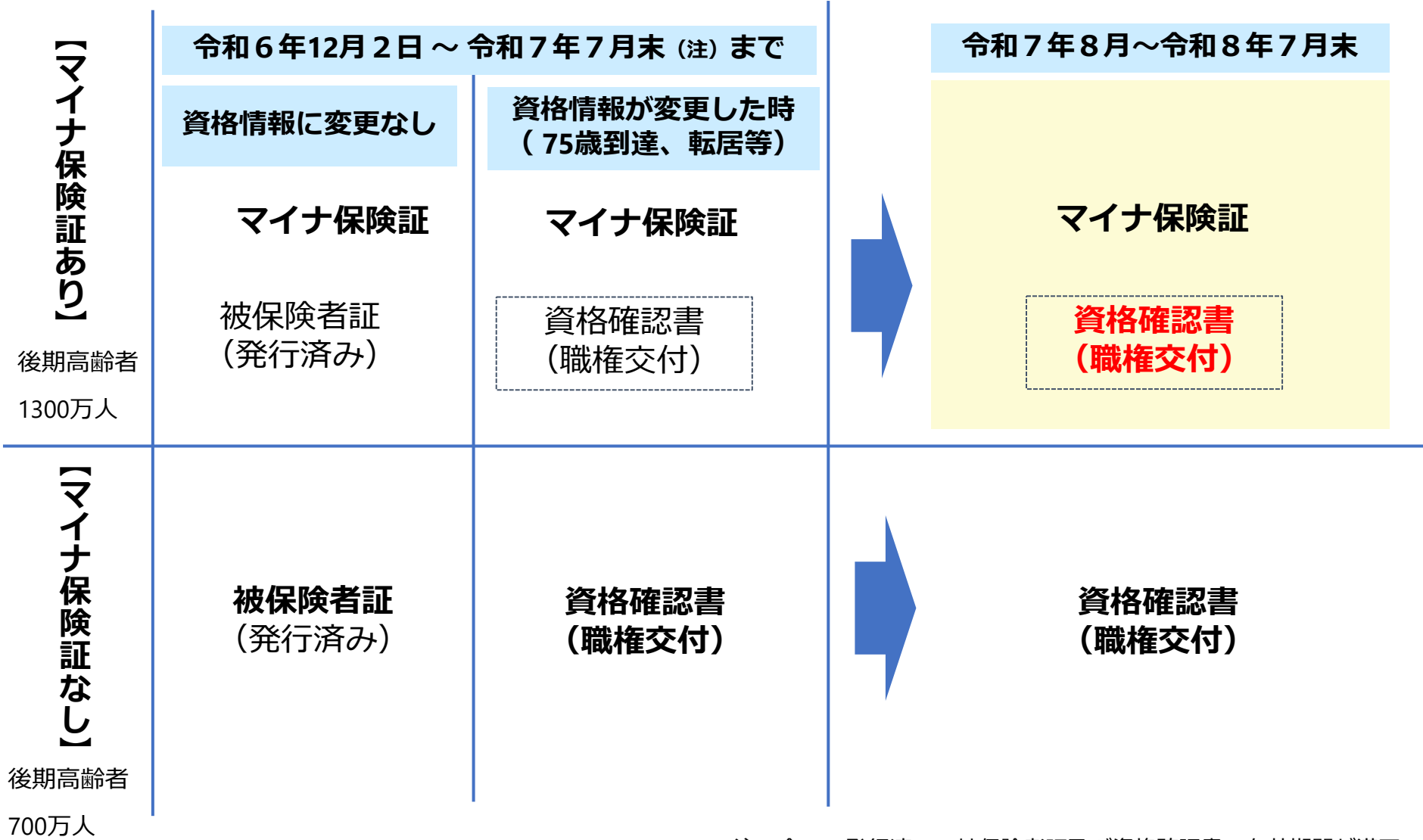


マイナ保険証への移行パターン

2024年12月2日の健康保険証の新規発行終了後も、現行の健康保険証は最大1年間使用できます。
マイナ保険証への円滑な移行に向けて対応を進めています。

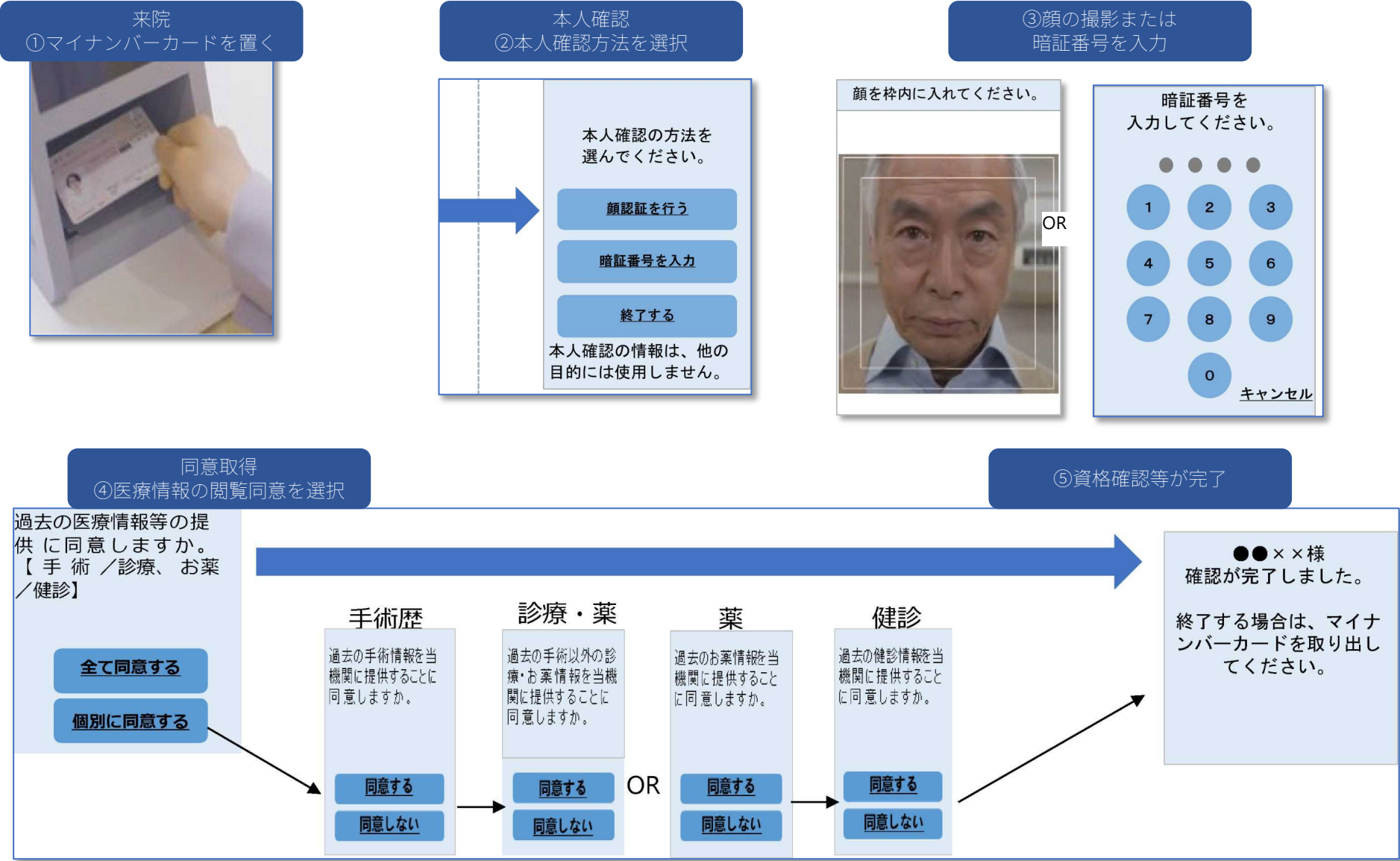


※1…企業の従業員や個人事業主に雇用されている人が加入する健康保険



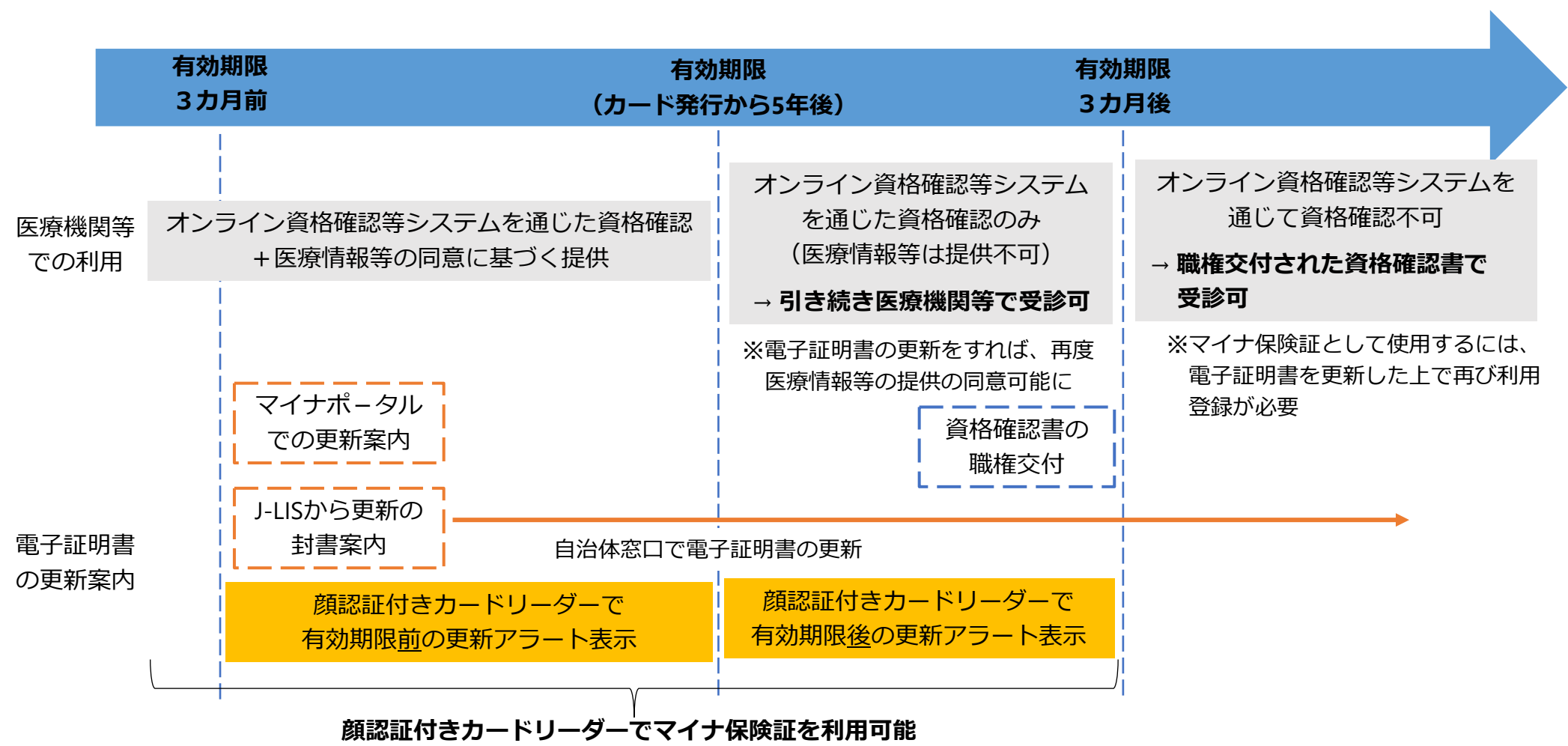
注：全ての発行済みの被保険者証及び資格確認書の有効期間が満了

顔認証付きカードリーダーの画面遷移



電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

- 12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。
※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



※有効期限 3 カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面（PDF）か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

電子証明書の有効期限の確認に関するリーフレット

- マイナ保険証の利用に当たり、電子証明書の有効期限の確認や更新を促すリーフレットを作成し、医療機関に対して周知するとともに、自治体とも連携した周知を実施。

マイナ保険証利用時には
電子証明書の有効期限をご確認ください！

(令和7年3月時点)

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。

こんなことに使えます！

- マイナ保険証としての利用
- マイナポータルへのログイン
- コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

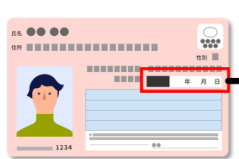
電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

？ マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。
- ※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル

更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットを一通読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。

？ 有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？





▲有効期限通知書の封筒

詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

3カ月前

マイナ保険証
使える

有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む

マイナ保険証利用について

マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目途に、「有効期限通知書」の封書が届きます(詳細はオモテ面参照)。
お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



有効期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当該機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む

有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬利情報等の提供はできません。
速やかに再発行手続きをしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない

3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。

有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに再発行手続きをしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。
引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナ保険証の
お問い合わせ

0120-95-0178

マイナ保険証の
お問い合わせ

5層を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日:9時30分～20時00分
土日:9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について

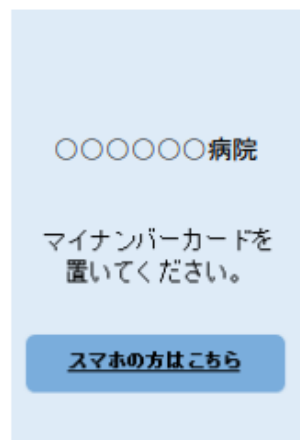


ひとくらし、あなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

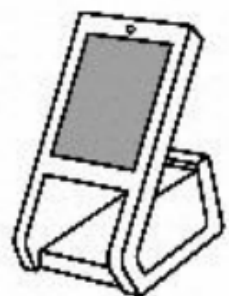
外来診療等におけるスマホ搭載対応

- 現行の顔認証付きカードリーダーに加えて、スマホ搭載された電子証明書をかざして読み取るための汎用カードリーダーを設置する。
- 電子証明書の読み取り後、同意登録は、顔認証付きカードリーダーの画面上で実施する。
- Android及びiPhoneで同時に令和7年春にリリースし、実証事業を経た上で、医療機関等での普及を目指す。

①顔認証付きカードリーダーで
スマホによる手続きを選択



②認証 (Androidのみ)
※Androidの場合4桁の
PIN入力が必要

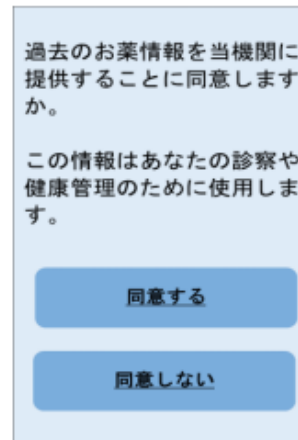


③スマートフォンを汎用
カードリーダー (資格確
認端末に接続) にかざして
電子証明書を読み取り

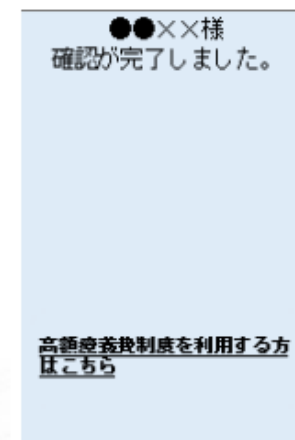


※iPhoneは汎用カードリー
ダーにかざす前に生体認証
等によりマイナンバーカー
ドを表示して読み取り

④同意登録



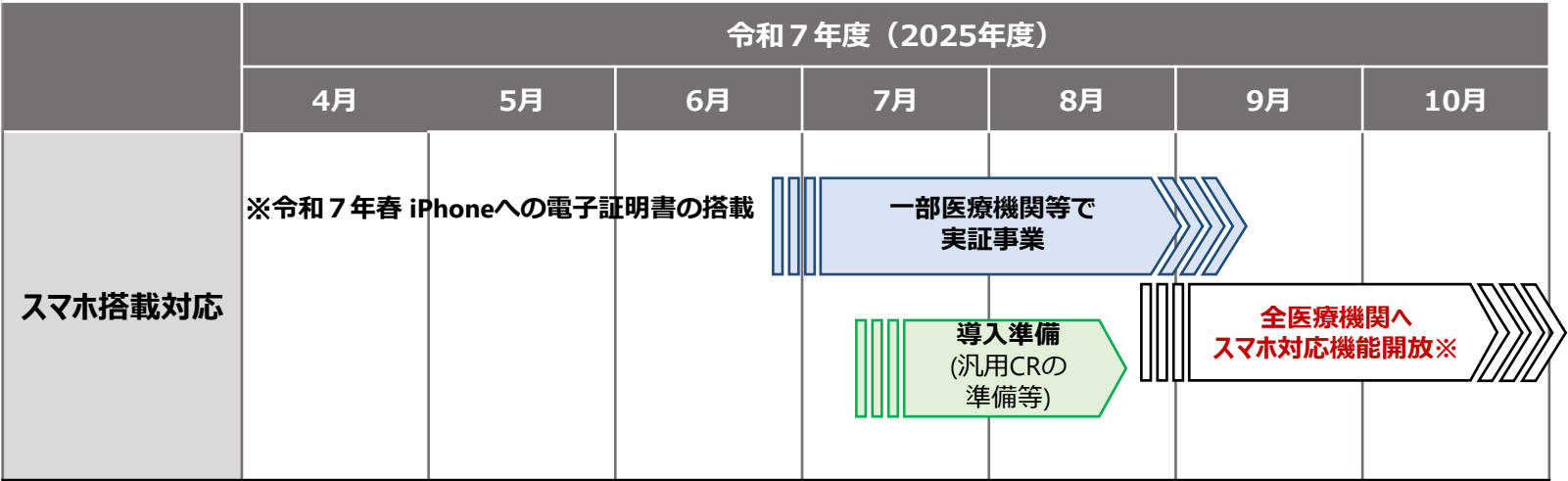
⑤完了



外来診療等におけるスマホ搭載対応について

- iPhoneへの電子証明書の搭載後、Androidも含めて、スマホ搭載されたマイナ保険証の使用について一部の医療機関等（約10施設）において実証事業を実施予定。
- 実証事業において窓口での動作確認やスマホ保険証を用いた資格確認時に生じるエラー等の検証を行った後、導入を希望する医療機関等より順次、スマホ保険証の利用を開始する想定。

令和7年度の実施スケジュール（想定）



※環境が整った医療機関等から徐々に運用開始
(全医療機関に導入を義務付けるものではない)

実証事業の概要

先行してスマホ搭載対応の環境が整備された医療機関等において、患者がスマホ保険証を用いた場合の資格確認が問題なく実施されるか、以下の観点を念頭において確認する。

- 患者向け ：スマホをかざす場所や画面操作方法に分かりづらい点がないか、マイナンバーカードと同じようにご利用いただけるか
- 医療機関等向け ：導入のための機器設定や運用に分かりづらい点がないか、誤操作等に起因するエラーにより窓口が混乱することはないか など

※実証事業を実施する医療機関等については、病院：3施設、医科診療所：4施設、歯科診療所：2施設、薬局：2施設程度を予定。

12月2日以降もこれまでどおりの医療が受けられることについての新聞広告（政府広報）



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

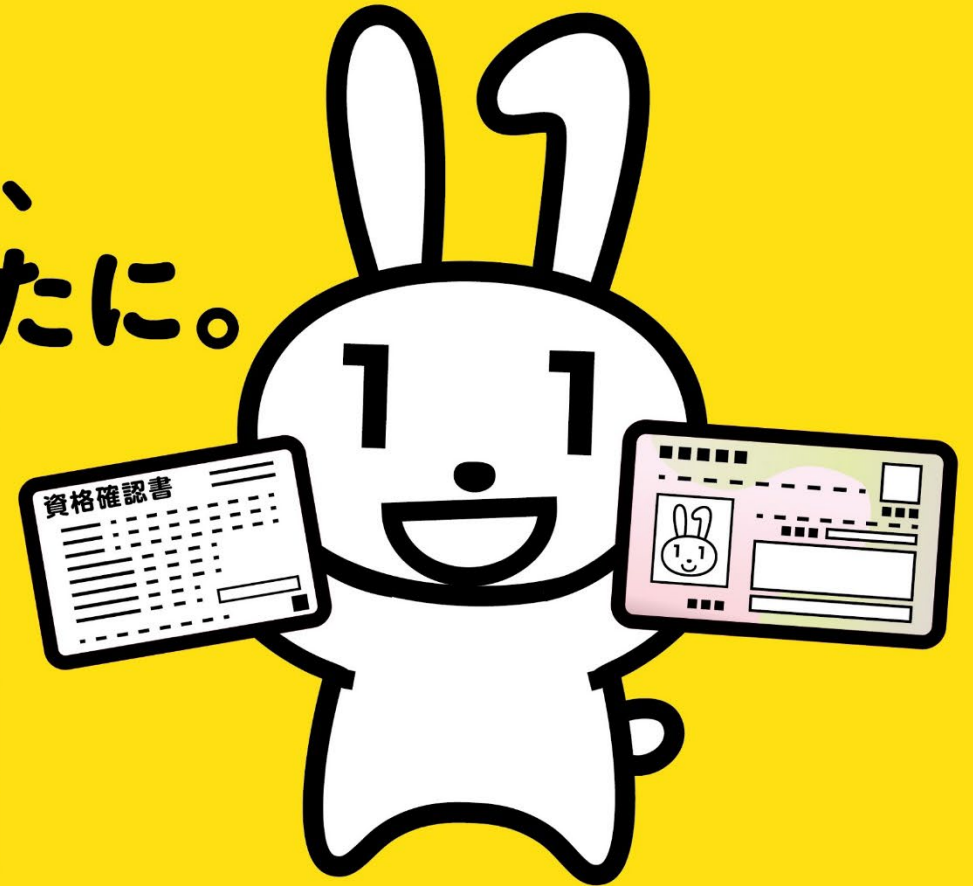
まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → **申請不要で** 資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) → **申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証 | 🔍



読売新聞：10/24（木）掲載 朝日新聞：10/25（金）掲載 毎日新聞：10/26（土）掲載予定
産経新聞：10/25（金）掲載 日経新聞：10/24（木）掲載
地方紙：10/24（木）～26（土）で掲載、一部28日以降の掲載あり

メリット①

全国の薬局で5割導入！



マイナ保険証だと、**薬の重複処方や、飲み合わせのよくない薬**を医師・薬剤師にお知らせ

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、過去に処方された薬の正確な情報が医師・薬剤師に共有されます。また、電子処方箋の導入により最近処方された薬で、薬の重複処方や飲み合わせの調整が必要な薬があった場合、自動で検知され、医師・薬剤師が確認できるしくみも、全国で導入を進めています。

※ 2024年11月10日時点で約5割の薬局が電子処方箋を導入

メリット②

全国の医療機関・薬局で導入済み



マイナ保険証だと、病気やケガによる急な入院でも、**手続きなしで高額な窓口負担が免除される**

マイナ保険証で受診すると、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立て替え払いが不要となります。

メリット③

2024年度実証事業・2025年度全国展開予定！



マイナ保険証だと、**急な病気やケガなど“もしも”**のときも役立つ

マイナ保険証を持っていれば、救急搬送時に傷病者本人が受診歴や服用している薬などを説明できない状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取って受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報を把握できるため、救急活動の迅速化・円滑化につながります。

※ 救急隊員がマイナ保険証を活用して情報を把握する取組み（マイナ救急）の実証を全国67の消防本部で実施

メリット④

2025年1月 全国約10箇所でモデル事業スタート予定！



マイナ保険証だと、**患者のカルテ情報を医療機関間で共有** さらに**自身でも閲覧可能**

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、傷病名やアレルギーなど診療に必要な医療情報が医療機関間で共有されるとともに、自分自身でもマイナポータルで閲覧できるようになり、より良い医療の提供が可能となります。

※ 紹介元(かかりつけ医等)の医療機関での検査結果等が紹介先の医療機関へ共有されるため、診療への反映が可能となり、より良い医療の提供が実現

メリット⑤

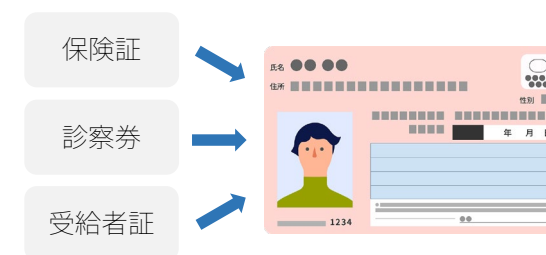
全国で順次拡大中

マイナ保険証だと、**マイナンバーカード1枚**で受診が可能に

マイナ保険証は、診察券との一体化や予防接種や健診等マイナンバーカード1枚で医療機関を受診できる活用も広がっています。

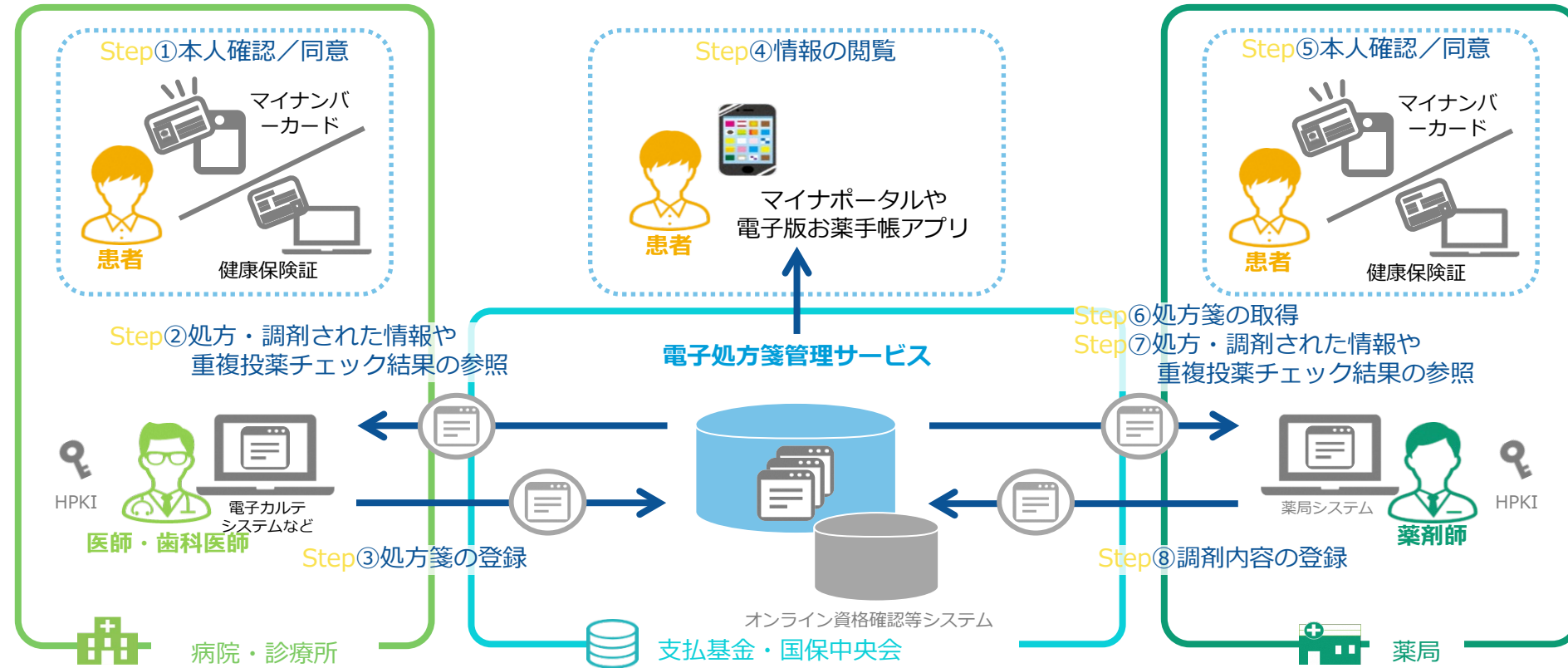
さらに、マイナ保険証の機能をスマートフォンに搭載し医療機関等で利用できるよう、整備を進めています。

- ・ 診察券を何枚も持ち歩かず**マイナ保険証と一体化**（一部医療機関で実施中）
- ・ **予防接種**や**乳幼児健診**もマイナ保険証で（医療費助成は183自治体に拡大）
- ・ **マイナンバーカード搭載のスマホ**でも受診可能な医療機関を拡大（2025年春から）



電子処方箋とは

- 電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



■ 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）

すでに運用を開始している電子処方箋については、概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる。これにより、複数の医療機関にかかっている場合に、処方・調剤する薬剤と服用中の薬剤の重複の有無や、飲み合わせに問題がないか等について、医療機関や薬局が確認できるようになる。

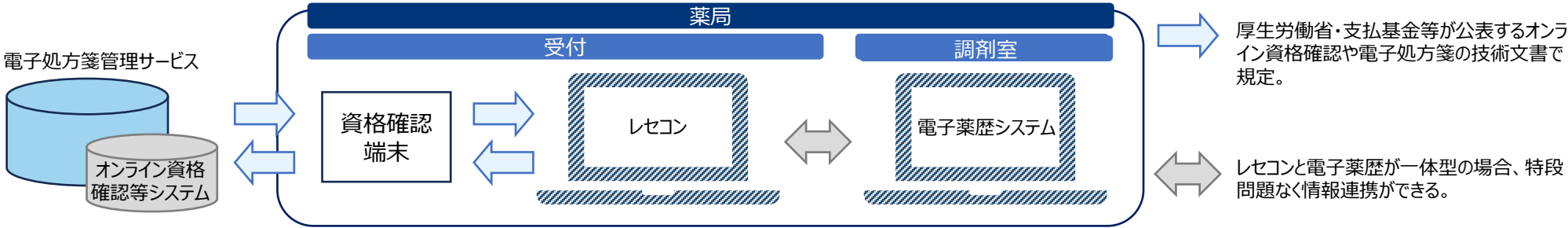
■ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）

医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。

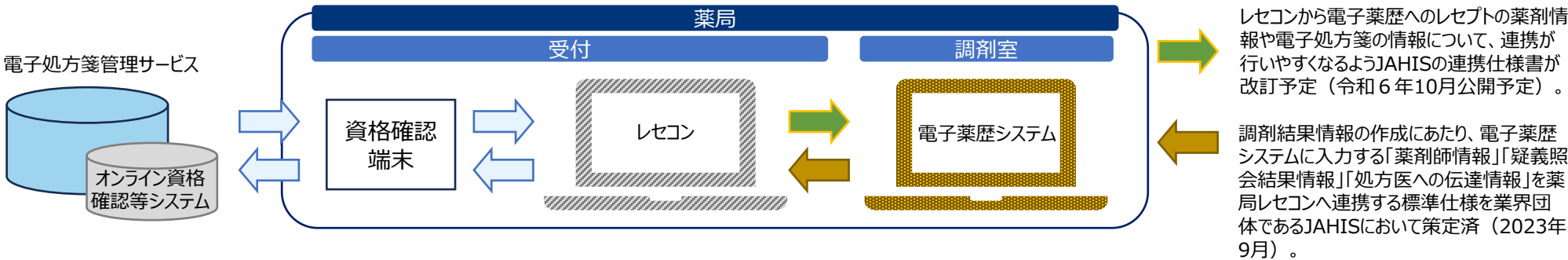
電子処方箋の内容や患者の過去の医療情報等の閲覧について

- これまで、薬局システム情報連携については、日本薬剤師会が定める情報共有のための仕様（調剤システム処方IF共有仕様（NSIPS®））や、JAHIS（一般社団法人保険医療福祉情報システム工業会）が定める技術文書等を踏まえて行われてきた。
- 一方、レセプトの薬剤情報や電子処方箋の情報についても、情報共有に係る検討が必要となってきたが、レセコンと電子薬歴について異なるシステム事業者のシステムを採用している場合には、両システム間で十分な情報共有が行われていない。
- このため、レセコン-電子薬歴の連携を図られるよう、厚生労働省とJAHISで調整。JAHISにて令和5年9月、連携仕様書において、「電子薬歴→レセコン」の情報連携の方法を策定済。さらに「レセコン→電子薬歴」の情報連携方法についても令和6年10月に公開予定。

<一体型の場合（同じシステム事業者のレセコン・電子薬歴を使っている場合）>

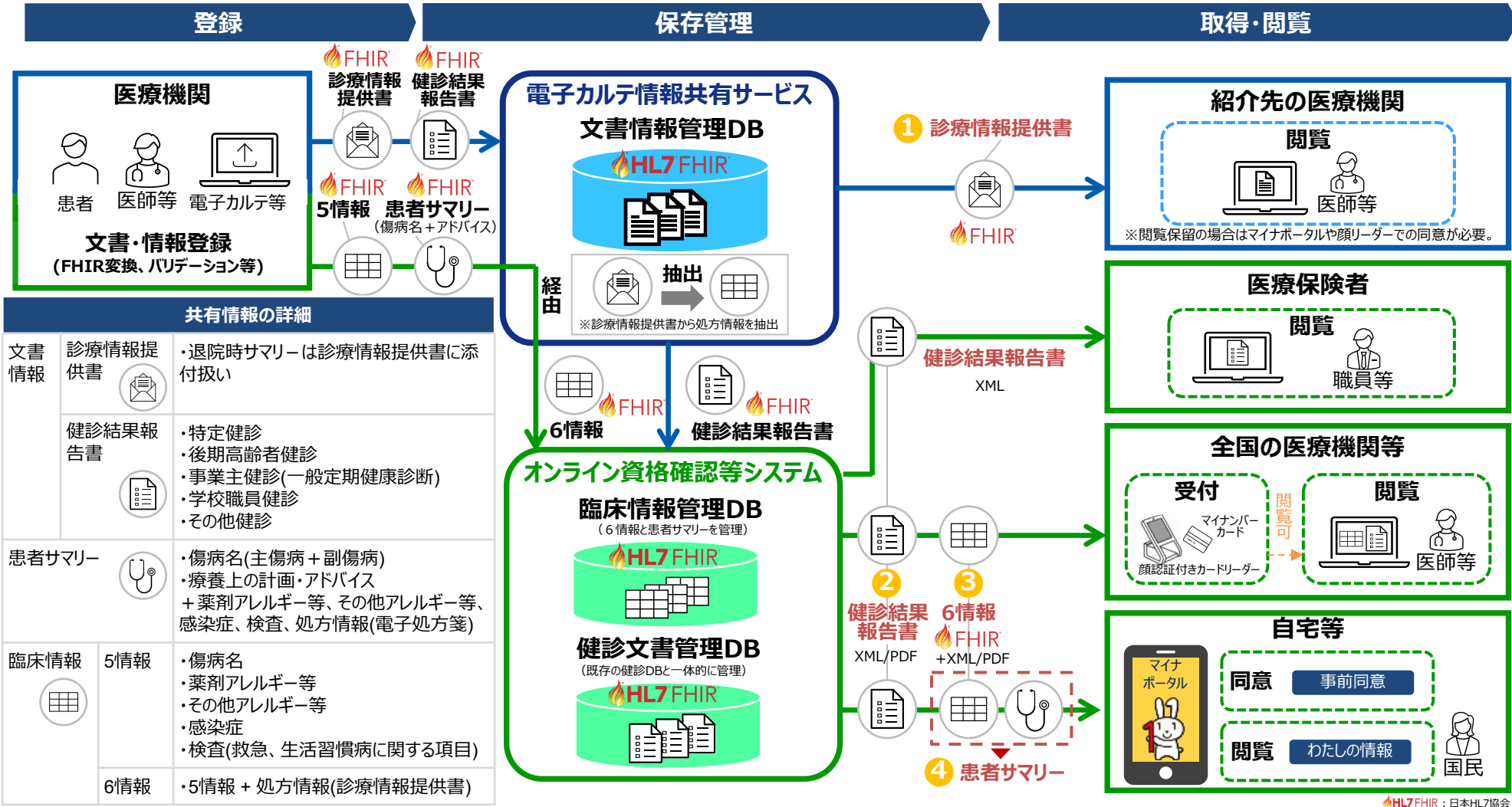


<別体型の場合（別のシステム事業者のレセコン・電子薬歴を使っている場合）>

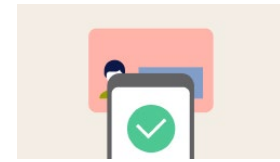


- ① 診療情報提供書送付サービス：診療情報提供書を電子で共有できるサービス。（退院時サマリーについては診療情報提供書に添付）
- ② 健診結果報告書閲覧サービス：各種健診結果を医療保険者及び全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービス。
- ③ 6情報閲覧サービス：患者の6情報を全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービス。
- ④ 患者サマリー閲覧サービス：患者サマリーを本人等が閲覧できるサービス。

令和6年6月版



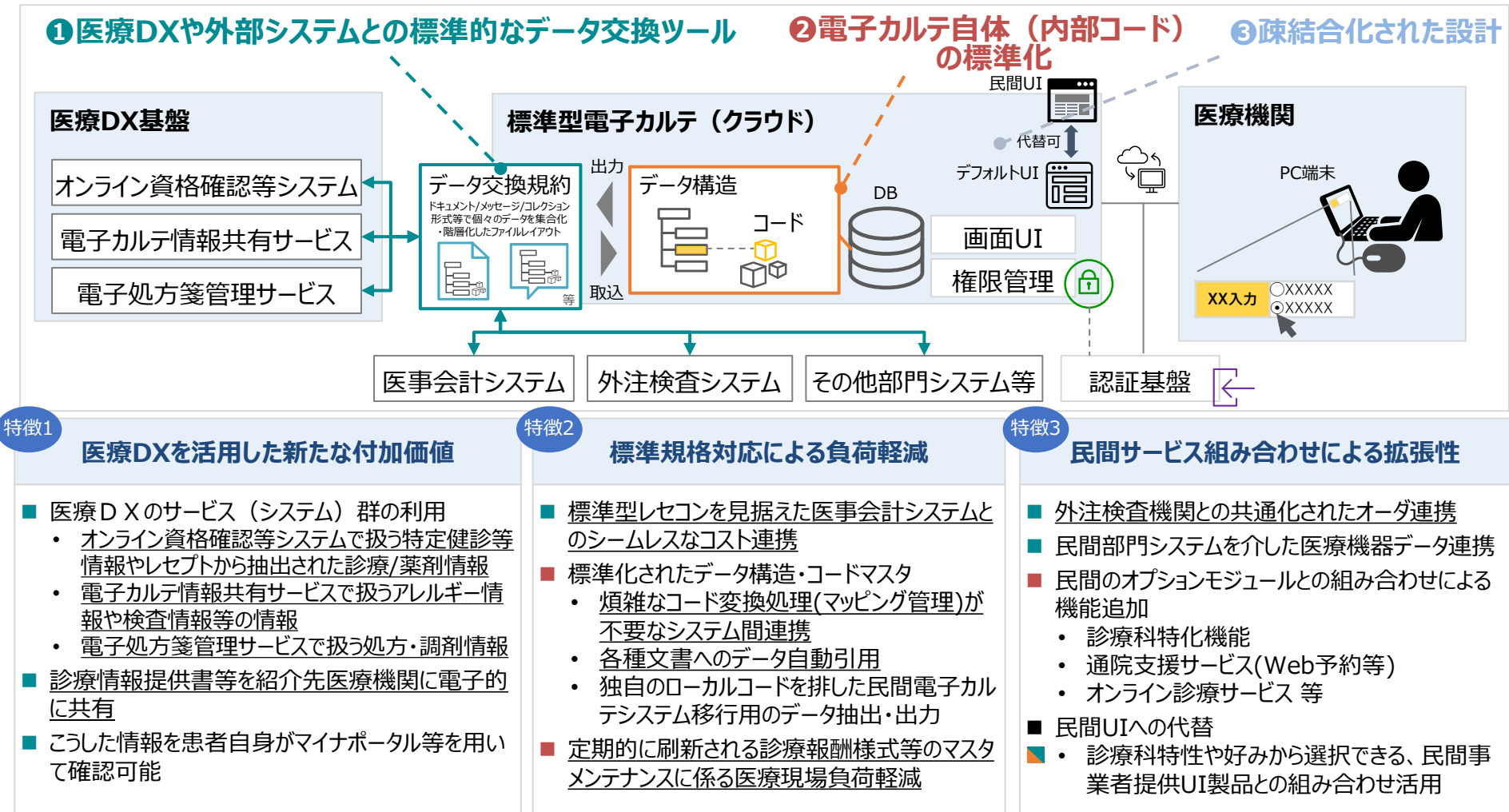
電子カルテ情報共有サービスを活用し
医療機関間で共有・マイナポータルで閲覧できる項目



傷病名	検査結果 (救急、生活習慣病に必要な項目)		
既往症 現在治療中の病気	<生化学的検査> 総蛋白 (TP) アルブミン クレアチンキナーゼ (CK) AST (GOT) ALT (GPT) LD (LDH) アルカリフォスファターゼ (ALP) γ-GPT (GGT) コリンエステラーゼ (ChE) アミラーゼ (AMY) クレアチニン (Cre) 尿酸 (UA) 尿素窒素 (BUN) グルコース (血糖) HbA1c (NGSP) 中性脂肪 (TG) 総コレステロール (T-CHO) HDLコレステロール LDLコレステロール ナトリウム (Na) カリウム (K) クロール (Cl) カルシウム (Ca) 総ビリルビン (T-Bil) 直接ビリルビン (D-Bil)	<血液学的検査> 白血球数 赤血球数 ヘモグロビン ヘマトクリット 血小板数 活性化部分 トロンボプラスチン時間 (APTT) プロトロンビン時間 FDP Dダイマー (DD)	<内分泌学的検査> 脳性Na利尿ペプチド (BNP) ヒト脳性ナトリウム利尿 ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)
アレルギー情報 薬剤アレルギー情報			<免疫学的検査> C反応性蛋白 (CRP) 血液型 (ABO) 血液型 (Rh)
感染症情報			診療情報提供書 ※医療機関間共有のみ 紹介状 退院時のサマリー
梅毒STS (RPR法) 梅毒TP抗体 HBs HCV HIV		<尿検査> 尿蛋白 尿糖 尿潜血 蛋白/クレアチニン比 (P/C比) アルブミン/クレアチニン比 (A/C比)	患者サマリー ※マイナポ閲覧 療養上の計画、アドバイス
処方薬の情報		健診結果報告書 特定健診 後期高齢者健診 他	
院内外の処方			

標準型電子カルテの意義と特徴

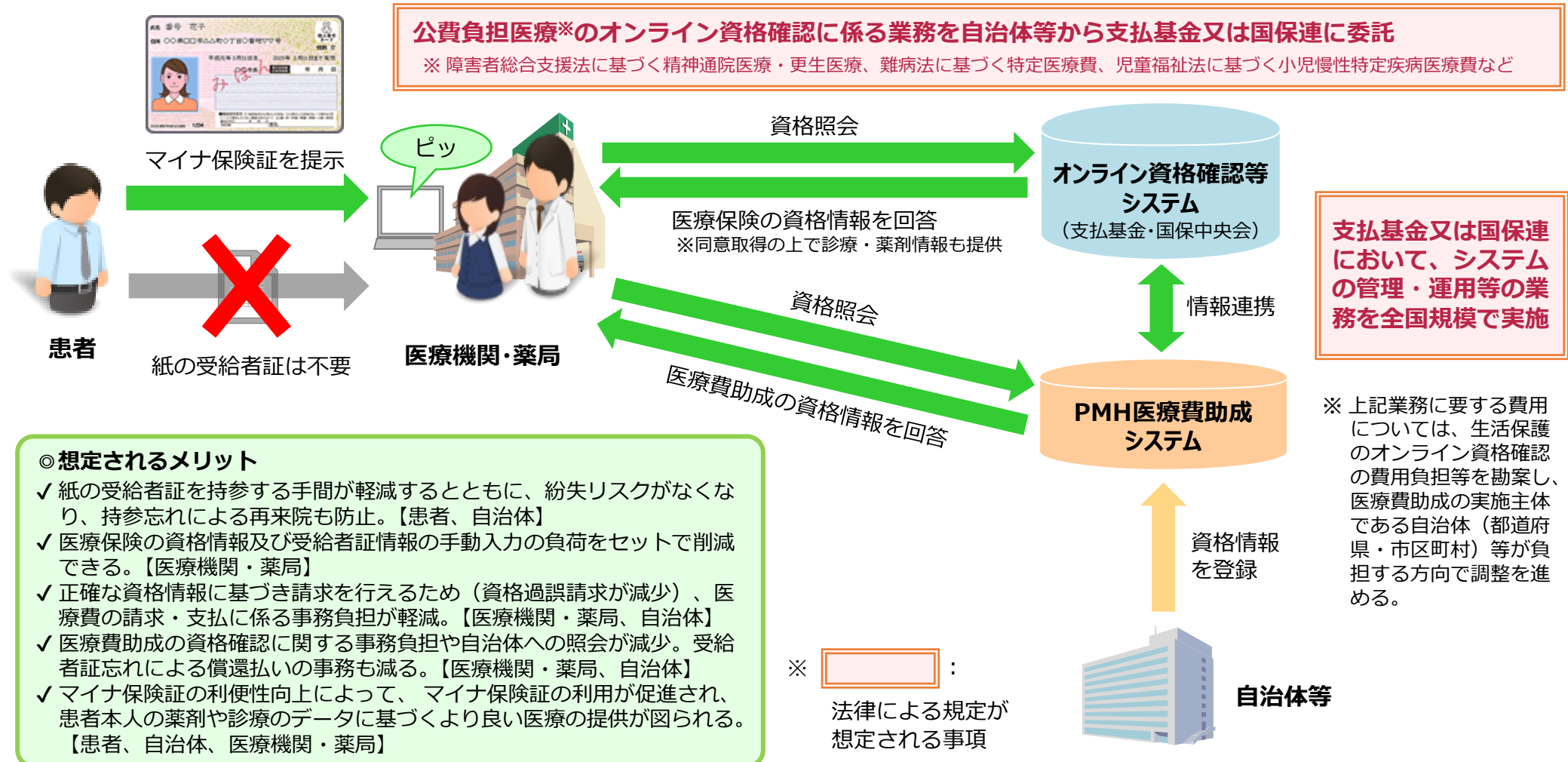
- 標準型電子カルテでは、基本方針として、医療DX基盤や外部システムとの標準的なデータ交換規約に準拠し、システム内部でもそれらに適合した標準コードを採用する。様々な外部システムと共通化されたデータ連携ができることに加え、コード入力情報の自動引用による負荷軽減や、コード変換処理等の軽減も可能となり、シンプルなシステムとなる。これにより、電子カルテ未導入医療機関での電子カルテ導入を進めるとともに、標準的なデータ交換規約は、既存電子カルテでも取り入れられるよう公開していく。



下線部分：a版の提供予定範囲

マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化の推進

- ✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の効率化については、デジタル庁においてオンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発・運用されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す**。
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、**支払基金又は国保連において**、医療費助成のオンライン資格確認に係る**システムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**する（令和9年度より）



◎都道府県の実施状況（22都道府県が参加）

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成
	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院 （自立支援医療）	その他※
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加都道府県	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
--------	---

◎市町村の実施状況（161市町村が参加）

種類	公費負担医療							地方単独医療費助成			
	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児 養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院	更生医療	育成医療				
実施市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

参加市町村	①北海道：帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町 / ②青森県：三沢市、つがる市、深浦町 / ③岩手県：一関市、九戸村 / ④宮城県：仙台市、大崎市
	⑤秋田県：由利本荘市、湯沢市 / ⑥山形県：米沢市、酒田市 / ⑦茨城県：笠間市、鹿嶋市、桜川市 / ⑧栃木県：栃木市、那須塩原市
	⑨群馬県：下仁田町、甘楽町 / ⑩埼玉県：川口市、戸田市、新座市、松伏町 / ⑪千葉県：銚子市、木更津市、松戸市、我孫子市、芝山町
	⑫東京都：調布市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町 / ⑬神奈川県：横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市 / ⑭新潟県：加茂市、南魚沼市 / ⑮石川県：加賀市
	⑯山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、笛吹市、甲州市、忍野村
	⑰長野県：須坂市、塩尻市、佐久市、南牧村、南木曽町、大桑村、築北村、池田町、坂城町 / ⑱岐阜県：海津市、養老町 / ⑲静岡県：浜松市、御殿場市、南伊豆町
	⑳愛知県：名古屋市、一宮市、津島市、豊田市、小牧市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、長久手市、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村
	㉑三重県：津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、伊賀市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
	㉒滋賀県：彦根市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、米原市 / ㉓京都府：舞鶴市、宇治市、宮津市、亀岡市、八幡市、木津川市、精華町
	㉔大阪府：岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市
	㉕兵庫県：尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町 / ㉖奈良県：川西町、田原本町、広陵町
	㉗和歌山県：和歌山市 / ㉘島根県：松江市、出雲市 / ㉙岡山県：岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町 / ㉚広島県：福山市、神石高原町
	㉛徳島県：阿南市、上板町、つるぎ町 / ㉜香川県：東かがわ市、宇多津町 / ㉝愛媛県：松山市、鬼北町 / ㉞福岡県：柳川市 / ㉟佐賀県：佐賀市
	㊱長崎県：大村市、平戸市 / ㊲熊本県：熊本市 / ㊳大分県：別府市 / ㊴宮崎県：都城市 / ㊵沖縄県：那覇市、金武町、渡嘉敷村

マイナンバーカードと診察券の一体化に向けた対応

- 令和6年度に行っていた診察券とマイナンバーカードの一体化のための医療機関のシステム改修費用の補助について、令和7年度も継続して実施。

【マイナンバーカードと診察券の一体化のメリット】

- ✓ 患者はマイナンバーカード1枚で保険証・診察券の受付が可能に
 - ✓ 医療機関の職員は診察券情報の手入力の負担軽減に
- ⇒ 窓口でのスムーズな受付が可能に！

【マイナンバーカードと診察券が一体化した後の医療機関の運用】

- 診察券番号を入力しなくても、患者がマイナンバーカードで受付をすることで、患者情報がレセコンに反映され、受付順で一覧化も可能。 ※要レセコン改修（補助金の対象）

レセコン画面（受付処理画面）のイメージ（一例）

新規作成

顔認証付きCRの利用者リスト

患者氏名	生年月日	患者番号
デジタル 太郎	1954年12月12日	01234
デジタル 花子	1978年04月24日	05678

反映は、手動or自動のいずれも想定される

既存画面

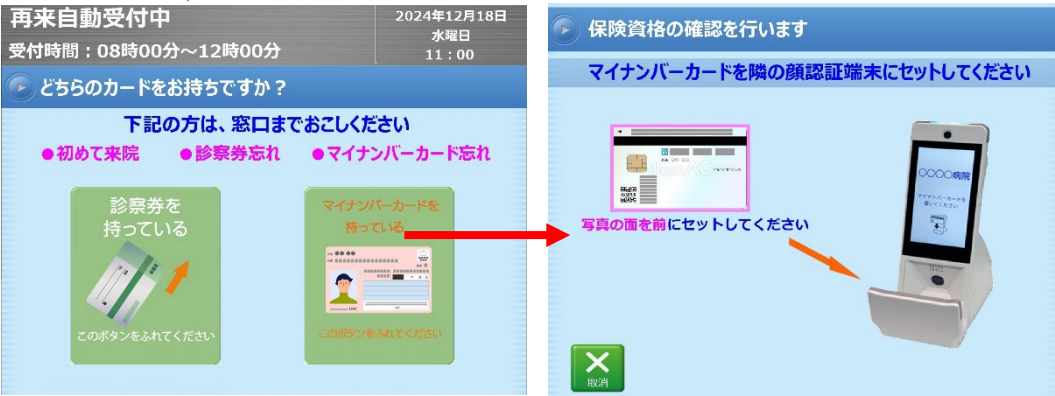
患者受付登録一覧

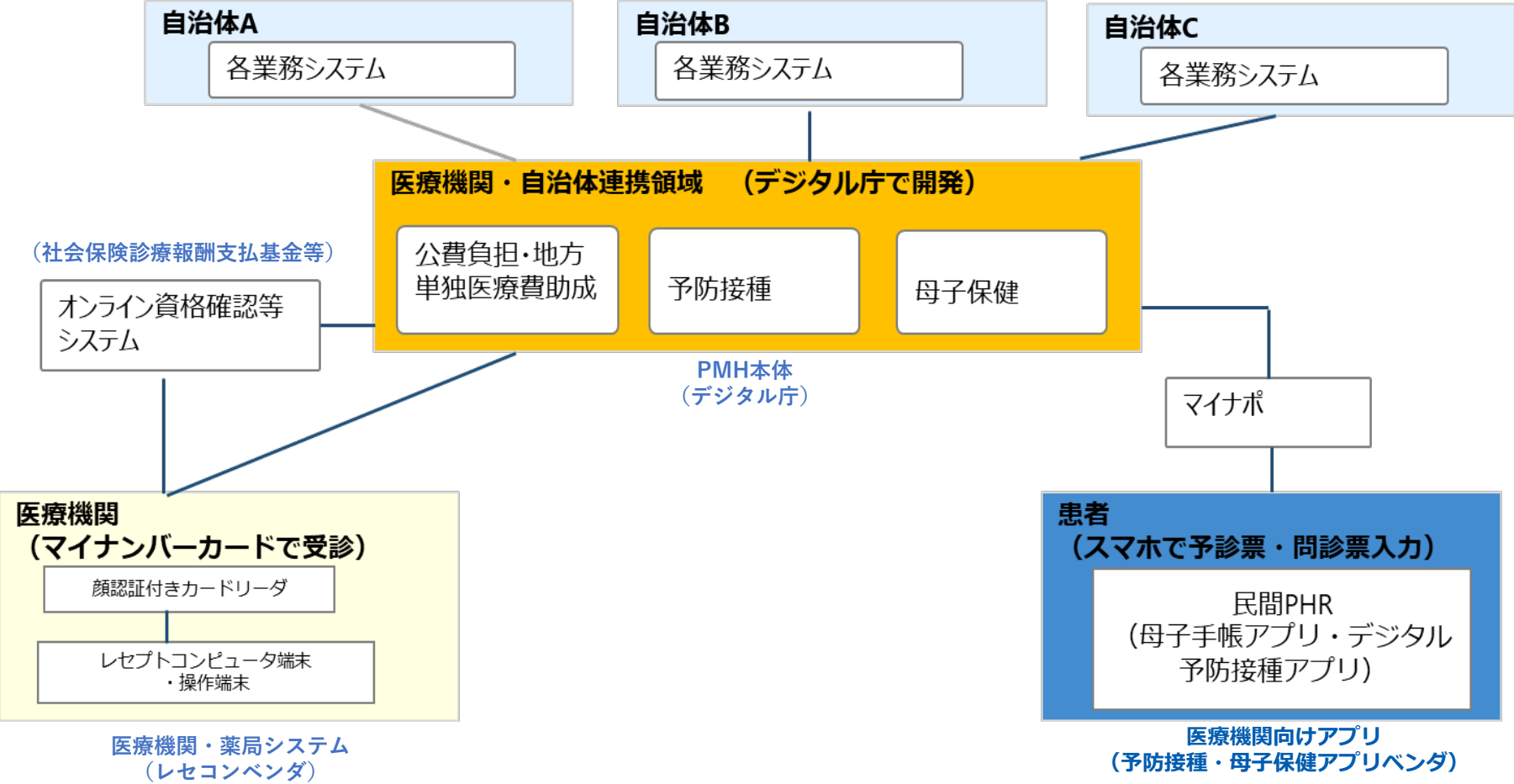
患者氏名	生年月日	患者番号
厚生 一郎	1954年12月12日	01234
デジタル 太郎	1954年12月12日	01234
厚生 次郎	1991年1月3日	01234
デジタル 花子	1978年04月24日	05678

- （再来受付機の場合）受付まで移動することなく、再来受付機の操作とまとめて資格確認を行う導線が可能。

⇒いずれの場合も、診察券利用時と変わらずに受付ができる

マイナンバーカードと診察券を一体化した医療機関（再来受付機の活用）





自治体検診DXの方向性について

- 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。PMHの仕組みを活用し、自治体検診事務のデジタル化を図ることとしてはどうか。
- また、PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築してはどうか。また、他の公的DB等とも連結することを可能とし、自治体検診情報の政策研究等へ活用することとしてはどうか。

1 自治体検診事務のデジタル化

	現状	将来
住民	・ 紙の問診票記入に際して、毎回、住所や氏名などを記載する手間。 宜しくお願いします。 ・ 受診時に、毎回、紙の受診券を医療機関に提出する手間。	・ 問診票をスマートフォンで入力可能になり、住所や氏名などの情報は自動で入力。 ・ マイナンバーカード1枚で検診を受診可能となる。
自治体	・ 紙媒体による、対象者への受診券や実施通知の送付、医療機関への検診票の送付等の必要。 ・ 封入作業（人件費）、通信運搬費（郵送費）、健康管理システムへの情報入力、費用支払に対する事務コストが発生。	・ 受診券、実施通知のペーパーレス化により、封入作業や郵送費が不要に。健康管理システムへの入力作業が不要に。 ・ 費用支払に対する事務コストの軽減（例えば集合契約など事務負担の軽減等に資する他の方策も検討）
医療機関	・ 検診結果を手書きにより記入し報告、郵送での費用請求	・ 検診結果の報告、費用請求のペーパーレス化

※ PMH導入による効果等を勘案し、費用負担の在り方を検討することが必要。

2 自治体検診情報の二次利用

- **他の公的DB等とも連結することを可能とし**、例えば以下のような自治体検診情報の政策研究等への利活用が考えられる。
 - （例） ・ がん検診受診の有無とがん罹患情報の連結解析による精度管理
 - ・ 歯周病検診受診の有無と、生活習慣病（罹患状況や医療費）・介護（要介護度）等との関係性の分析
 - ・ 骨粗鬆症検診受診の有無と、医療（骨折の治療歴）・介護（要介護度）との関係性の分析

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。

また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

等

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

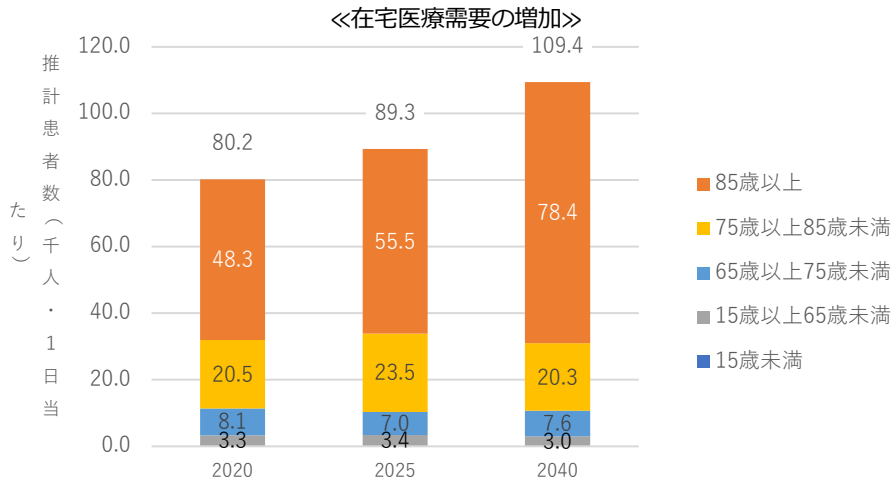
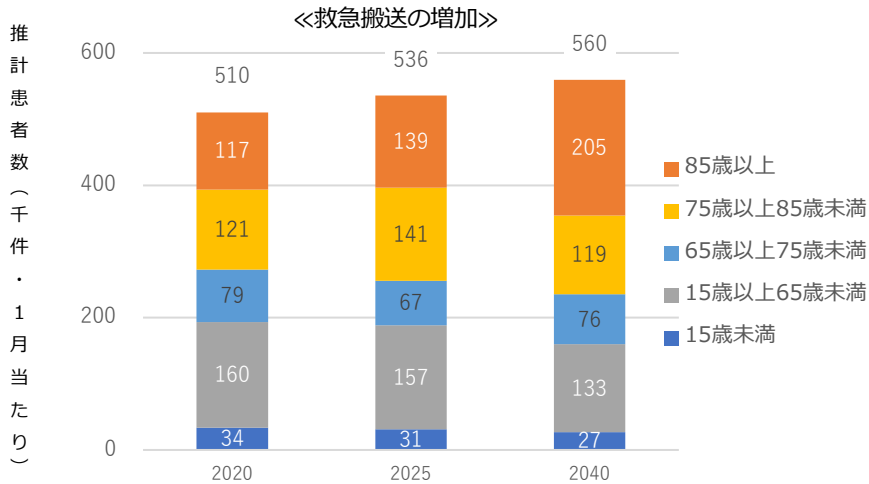
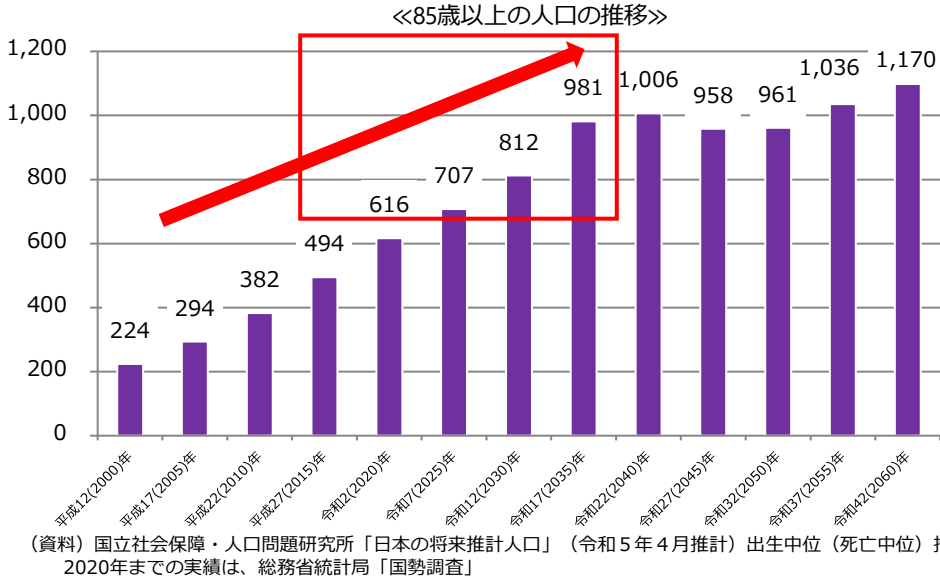
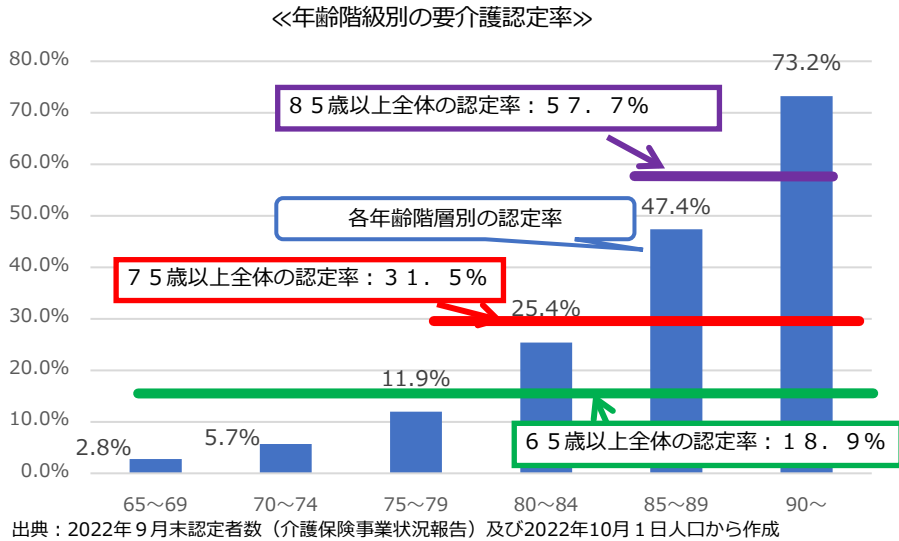
施行期日

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は令和8年4月1日（1②並びに2①の一部、②及び③）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

2040年頃に向けた医療の課題①

I. 将来の人口構造の変化と求められる医療需要①

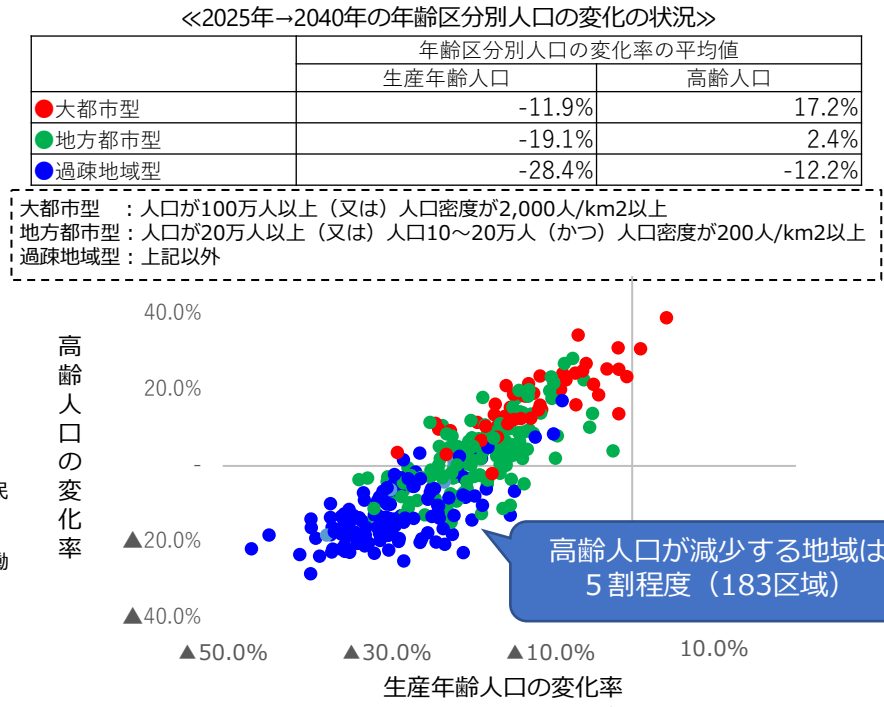
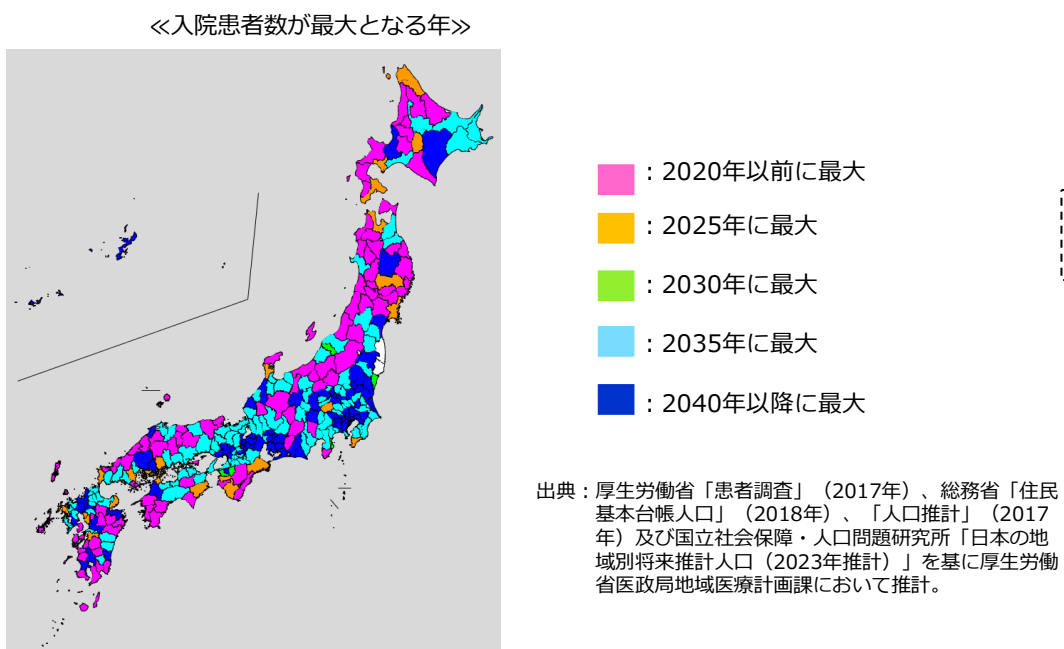
- 人口は、85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加見込み。
- 医療・介護の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、85 歳以上を中心に高齢者の救急搬送は増加、在宅医療の需要も増加。



2040年頃に向けた医療の課題②

I. 将来の人口構造の変化と求められる医療需要②

- 地域ごとにみると、生産年齢人口はほぼ全ての地域で減少し、高齢人口は、大都市部では増加、過疎地域では減少、地方都市部では高齢人口が増加する地域と減少する地域がある。
- こうした地域差の拡大に伴い、地域ごとの課題や地域に求められる医療提供体制のあり方はそれぞれ異なったものとなる。



II. 生産年齢人口の減少に伴う、医療従事者の確保の課題

- 生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が更に困難となる中、働き方改革等とあわせて、医療 DX等を着実に推進していくことが重要。
- 医師については、人口が減少する中での医師養成のあり方や医師偏在が課題となっているほか、特に診療所の医師は高齢化しており、診療所数は人口が少ない二次医療圏では減少傾向、人口の多い二次医療圏では増加傾向にある。
- 歯科医師、看護師等の医療従事者についても、将来にわたって医療提供体制を確保するため、その養成のあり方や偏在等の課題、専門性を発揮した効果的な活用の重要性が指摘されている。
- これらの課題に対応し、85 歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040 年以降においても、全ての地域・全ての世代の患者が、適切な医療・介護を受け、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保することを目指す。

2040年に向けて、総合的な改革によって、より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築

2040年ごろに向けた医療提供体制の総合的な改革

※「●」は法律事項

2040年頃を見据えた新たな地域医療構想

- 入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- ・ 病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）について「回復期機能」を「包括期機能」として位置付け
- 医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能、医育及び広域診療機能）の報告制度の創設
- ・ 二次医療圏を基本とした地域での協議のほか、都道府県単位での協議、在宅医療等のより狭い区域での協議を実施
- ・ 新たな構想の取組を推進するための総合確保基金の見直し
- 都道府県知事の権限（医療機関機能報告の創設に伴う必要な機能の確保、基準病床数と必要病床数の整合性の確保等）
- 厚労大臣の責務明確化（データ分析・共有、研修等の支援策）
- 新たな地域医療構想に精神医療を位置付ける

医療DXの推進

- 電子カルテ情報共有サービスの構築・普及、次の感染症危機に備えた電子カルテ情報の利用等
- マイナ保険証 1 枚で医療費助成を受けられる仕組みの整備等
- 公的DBの利用促進などの医療等情報の二次利用の推進
- 社会保険診療報酬支払基金を、医療DXに係るシステム開発・運用主体として抜本的に改組 等

オンライン診療の推進

- オンライン診療の法定化・基準の明示
- オンライン診療受診施設の設置者における届出 等

その他、下記の措置を行う

- ・ 一般社団法人立医療機関に対する非営利性の徹底
- 持ち分なし医療法人への移行計画の認定期限の延長（※） 等

医師偏在対策

<医師確保計画の実効性の確保>

- 「重点医師偏在対策支援区域」の設定
- ・ 「医師偏在是正プラン」の策定

<地域の医療機関の支え合いの仕組み>

- ・ 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の公的医療機関等への拡大等
- 外来医師過多区域における、新規開業希望者への地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請・勧告・公表と、保険医療機関の指定(6年から3年等への短縮)を連携して運用
- 保険医療機関の管理者要件

<経済的インセンティブ等>

- 重点医師偏在対策支援区域における支援を実施
 - 診療所の承継・開業・地域定着支援
 - 派遣医師・従事医師への手当増額
 - 保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える
 - 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
- ※ 医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応をさらに検討
- ・ 全国的なマッチング機能の支援
- ・ 医師養成過程を通じた取組

美容医療への対応

- 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入（報告事項）
 - 安全管理措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等
- ・ 関係学会によるガイドライン策定 等

（※）現行の期限（令和8年12月31日）から更に3年延長。
本制度に係る税制優遇措置の延長については、令和8年度税制改正要望を行う。

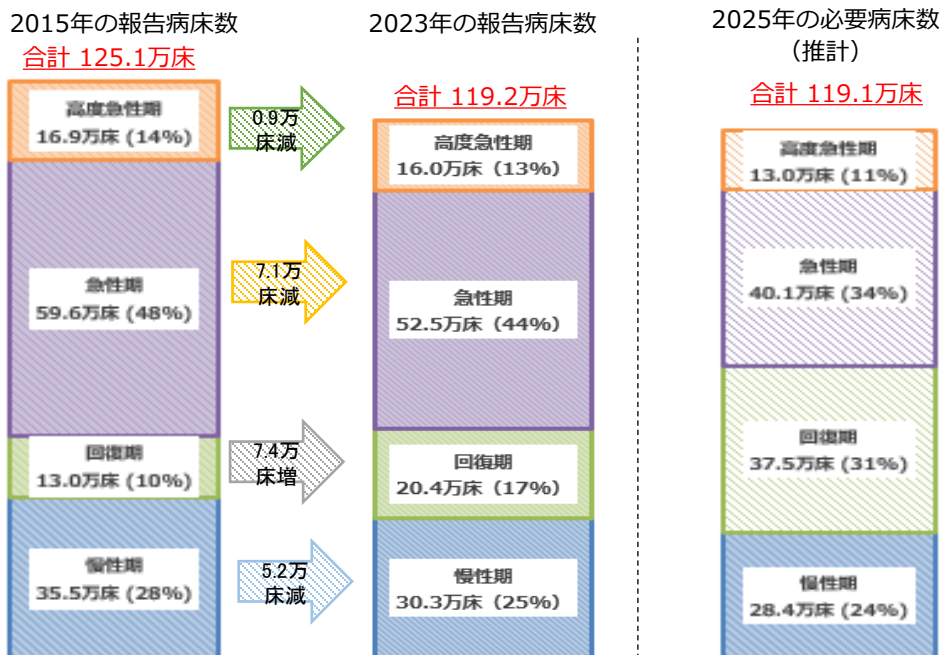
参考資料

現行の地域医療構想

病床の機能分化・連携

- 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。
- 約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を推進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

<全国の報告病床数と必要病床数>



※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

新たな地域医療構想

入院医療だけではなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る地域医療構想へ

- 2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。
- 増加する高齢者救急・在宅医療の需要への対応、医療の質や医療従事者の確保、地域における必要な医療機能の維持が求められる。
- 病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資する新たな地域医療構想を策定。
- 2040年やその先を見据えて、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要。
このため、病床の機能分化・連携に加え、
 - ・ 地域ごとの医療機関機能 (高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)
 - ・ 広域な観点の医療機関機能 (医育及び広域診療等の総合的な機能)
 の確保に向けた取組を推進。

<今後のスケジュール>

令和7年度 新たな地域医療構想に関するガイドラインの作成 (国)
 令和8年度～ 新たな地域医療構想の策定 (県)
 令和9年度～ 新たな地域医療構想の取組を順次開始 (県)

1 現状

- **医事法制上、オンライン診療は解釈運用**によって、機動的・柔軟にその実施が図られてきた。
- 法制上の位置づけを明確化し、**適切なオンライン診療を更に推進**していくため、**現行制度の運用を活かす**形で、**医療法にオンライン診療の総体的な規定**を設ける。

2 改正の内容

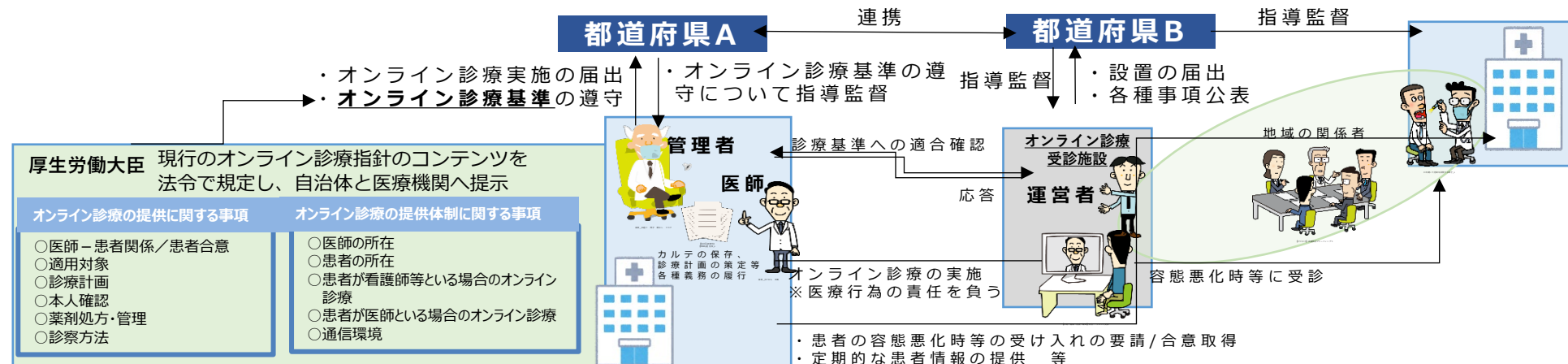
オンライン診療を行う医療機関

- 医療法にオンライン診療を定義づけ、**オンライン診療を行う医療機関はその旨を届け出る**（都道府県Aへの届出）。
- **厚生労働大臣は、オンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）を定め、オンラインは同基準に従って行う**こととする。
- オンライン診療を行う**医療機関の管理者は、オンライン診療基準を遵守するための措置を講じる**こととする。

オンライン診療受診施設

- **患者がオンライン診療を受ける専用の施設として、医療法に「オンライン診療受診施設」を創設する。**
（定義）施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設
- オンライン診療受診施設の設置者は、**設置後10日以内に届け出る**（都道府県Bへの届出）。
- **オンライン診療を行う医療機関の管理者が、オンライン診療受診施設の設置者に対して、オンライン診療基準への適合性を確認**することとする。
- オンライン診療受診施設の広告・公表事項等は省令で定めることとする。

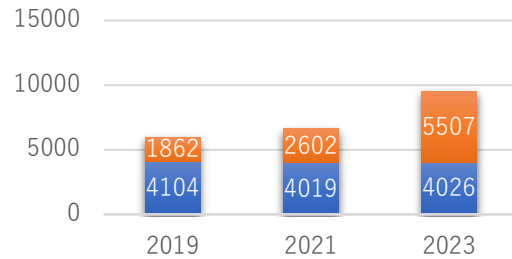
（※） オンライン診療を行う医療機関の管理者は、容態急変の事態に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取得し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握することとする。



1 現状

美容医療を取り巻く状況

医療の相談件数の推移



■ □ □ □ □ (□ □)

出典：PIO-NET（※）へ2024年3月31日までに登録された相談データ



患者

「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」
 「医師ではない人に治療方針を決定された…」
 「オンラインで無診察処方された…」
 「強引に高額な契約を結ばされた…」
 「SNS広告を見て受診しトラブルに…」



医療機関



医師

「関係法令&ルールを知らない…」
 「提供した医療の内容や契約内容について患者とトラブルになる…」
 「研修・教育体制が不十分…」
 「問題が起こっても対処できない…」



保健所等

「安全管理の状況・体制等を把握しにくい…」
 「通報を受けたが立入検査に入っ
 てよいケースかどうか分からない…」
 「カルテを見ても診療の実態がわからず、指導ができない…」

美容医療がより安全に、より高い質で提供されるに当たっての課題・対応

2 課題

- ・美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- ・患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療機関における相談窓口を知らない
- ・関係法令&ルール（オンライン診療に係るものを含む。）が浸透していない
- ・合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- ・安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが全般的・統一的に示されていない
- ・アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- ・保健所等の指導根拠となる診療録等の記載が不十分な場合がある
- ・悪質な医療広告が放置されている

3 改正の内容

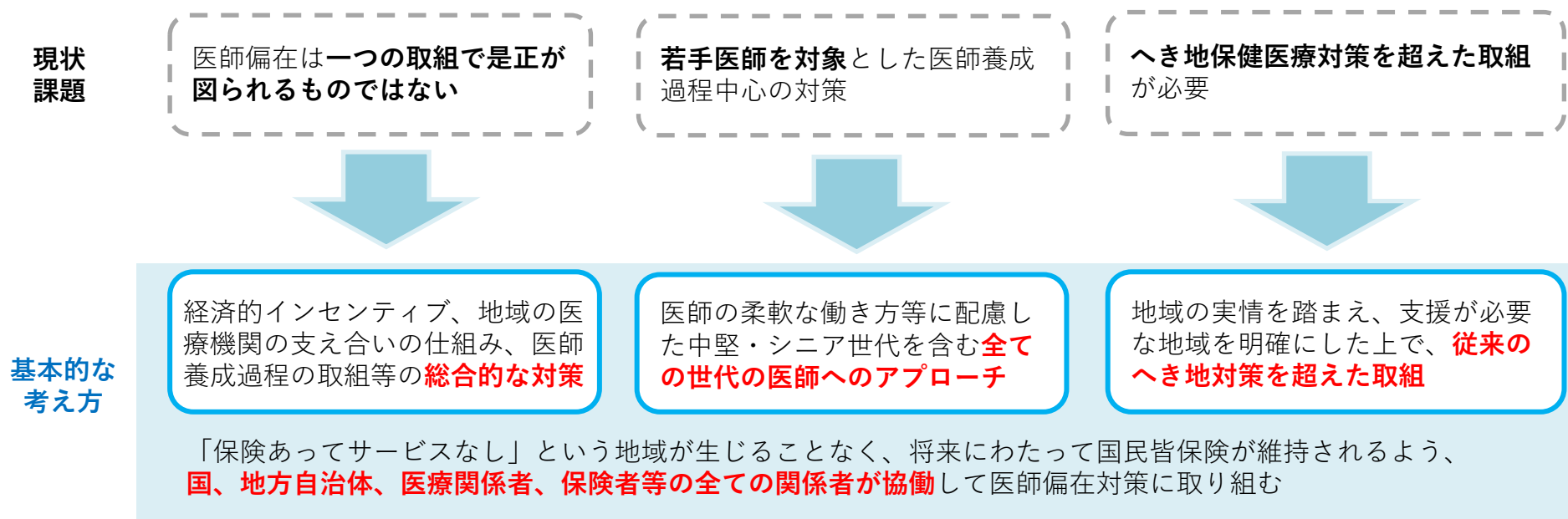
- **美容医療を行う医療機関の報告・公表の仕組みの導入**
 ⇒安全管理措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等について都道府県等に対する報告を求め、そのうち国民に必要な情報を公表
- **関係法令&ルールに関する通知の発出**
 ⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- **医療機関による診療録等への記載の徹底**
- **オンライン診療指針が遵守されるための法的整理**
- **関係学会によるガイドライン策定**
 ⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/記録の記載方法/有害事象発生時の対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラインを策定
- **医療広告規制の取締り強化**
- **行政等による周知・広報を通じた国民の理解の促進等**

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。

- **総合的な医師偏在対策**について、医療法に基づく**医療提供体制確保の基本方針**に位置付ける。

※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



- ・ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- ・ 医師確保計画により3年間のPDCAサイクルに沿った取組を推進

【総合的な対策パッケージの具体的な取組】

若手

中堅・シニア世代

医師養成過程を通じた取組

- ＜医学部定員・地域枠＞
 - ・医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう、都道府県等の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める
 - ・医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、大学による**恒久定員内の地域枠設置**等への支援を行う
 - ・今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う
 - ＜臨床研修＞
 - ・**広域連携型プログラム**※の制度化に向けて令和8年度から開始できるよう準備
- ※ 医師少数県等で24週以上の研修を実施

医師確保計画の実効性の確保

- ＜重点医師偏在対策支援区域＞
 - ・今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「**重点医師偏在対策支援区域**」と設定し、**優先的・重点的に対策を進める**
 - ・重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地域医療対策協議会・保険者協議会で協議の上で選定（市区町村単位・地区単位等を含む）
 - ＜医師偏在是正プラン＞
 - ・医師確保計画の中で「**医師偏在是正プラン**」を策定。地对協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める
- ※ 医師偏在指標について、令和9年度からの次期医師確保計画に向けて必要な見直しを検討

地域偏在対策における経済的インセンティブ等

- ＜経済的インセンティブ＞
 - ・令和8年度予算編成過程で**重点区域における以下のような支援**について検討
 - ・診療所の承継・開業・地域定着支援（緊急的に先行して実施）
 - ・派遣医師・従事医師への手当増額（保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える。保険者による効果等の確認）
 - ・医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
- ※ これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援
- ・医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応を検討

- ＜全国的なマッチング機能の支援、リカレント教育の支援＞
 - ・医師の掘り起こし、マッチング等の全国的なマッチング支援、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を推進
- ＜都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定＞
 - ・都道府県と大学病院等で医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する**連携パートナーシップ協定の締結**を推進

地域の医療機関の支え合いの仕組み

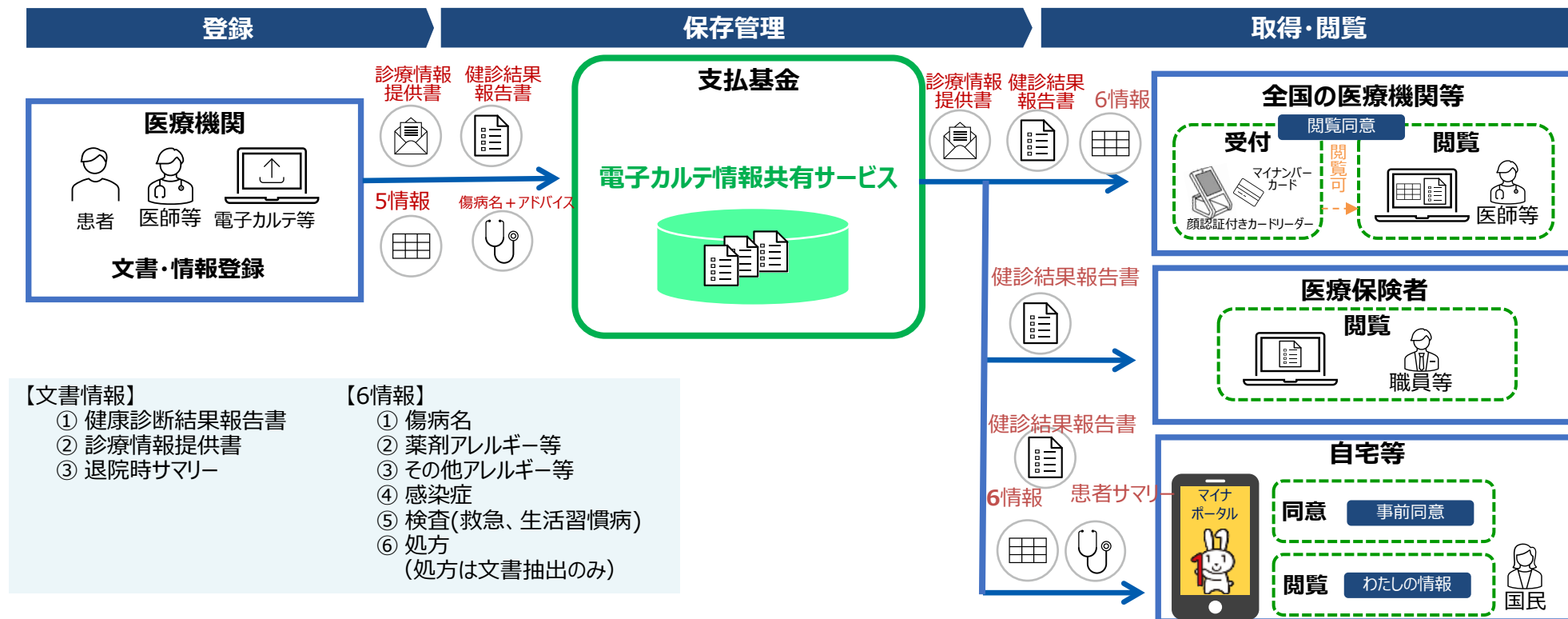
- ＜医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等＞
 - ・対象医療機関に**公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院**を追加
 - ・勤務経験期間を6か月以上から**1年以上に延長**。施行に当たって柔軟な対応を実施
- ＜外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等＞
 - ・都道府県から**外来医師過多区域の新規開業希望者**に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での**医療の提供の要請**を可能とする
 - ・要請に従わない医療機関への医療審議会での理由等の説明の求めや**勧告・公表**、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮
- ＜保険医療機関の管理者要件＞
 - ・保険医療機関に管理者を設け、2年の臨床研修及び保険医療機関(病院に限る)において3年等**保険診療に従事したことを要件とし、責務を課す**

診療科偏在の是正に向けた取組

- ・必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援を実施
- ・外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な議論を行う

制度の概要

- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにする。
 - ・医療機関が3文書（健診結果報告書、診療情報提供書、退院時サマリー）と6情報（傷病名や検査等）を電子的に共有できるようにする。
 - ・患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書や6情報を閲覧できるようにする。医療保険者にも健診結果報告書を電子的共有する。
- 以下の内容を法律に規定。
 - ① 医療機関等は、3文書6情報を支払基金等に電子的に提供することができる旨を法律に位置づける。
個人情報保護法の例外として、提供する際の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関が閲覧する際には患者の同意が必要。
 - ② 支払基金等は、3文書6情報を、電子カルテ情報共有サービス等以外の目的には使用してはならない。
 - ③ システムの運用費用は医療保険者等が負担する。
 - ④ 地域医療支援病院等の管理者に3文書・6情報の共有に関する体制整備の努力義務を設ける。



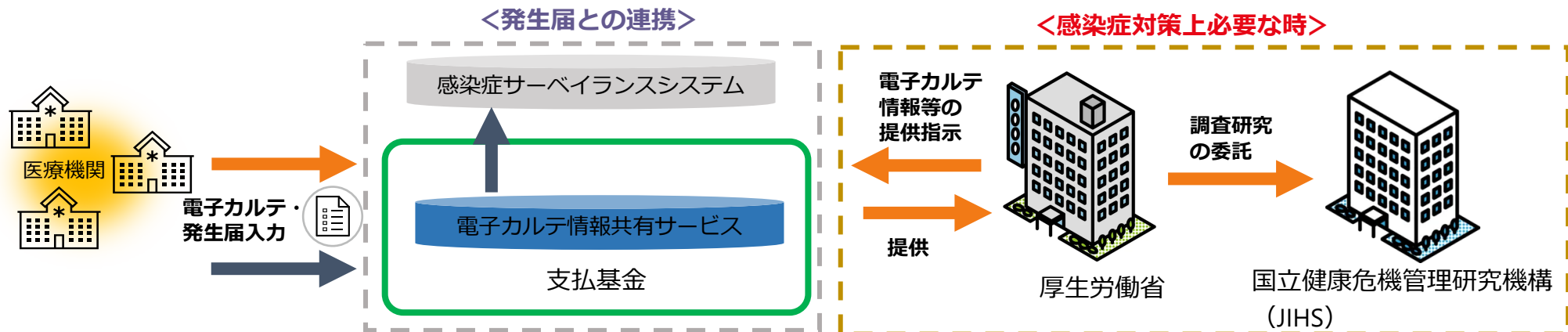
3. 医療DXの推進① 次の感染症危機に備えた、電子カルテ情報共有サービスの利用等

現状・課題

- 医師が診療時に入力する電子カルテ用端末については、インターネットに接続していない医療機関も存在している。そのような医療機関では、同一端末から直接、感染症サーベイランスシステムにアクセスすることができず、**発生届を届け出る際は、インターネット回線に接続された別の端末で、カルテに記録した診療情報と同一の情報を改めて入力する必要があり、負担になっている。**
- 次のパンデミックを見据えた感染症危機管理体制を構築することは、我が国の喫緊の課題であり、2025年4月に創設される国立健康危機管理研究機構（JIHS）は、感染症対応を中心に据えた組織として、感染症に関する情報の収集・分析機能を強化することを目指す。

改正案の内容

- 医師等が、感染症の発生届等を届け出る際、電子カルテに記録した診療情報を改めて入力することなく、同一端末上で発生届等を作成できるようにするため、**一部の感染症について、医師等が発生届を電子カルテ情報共有サービスを経由する方法により届け出ることができる旨の規定を設ける。**
- 感染症対策上必要な時は、厚生労働大臣から支払基金等に対して、電子カルテ情報等の提供を求めることができることとする。**
- また、厚生労働大臣は、支払基金等から提供を受けた電子カルテ情報等を用いた調査研究を、**国立健康危機管理研究機構（JIHS）に委託することができることとする。**



現状

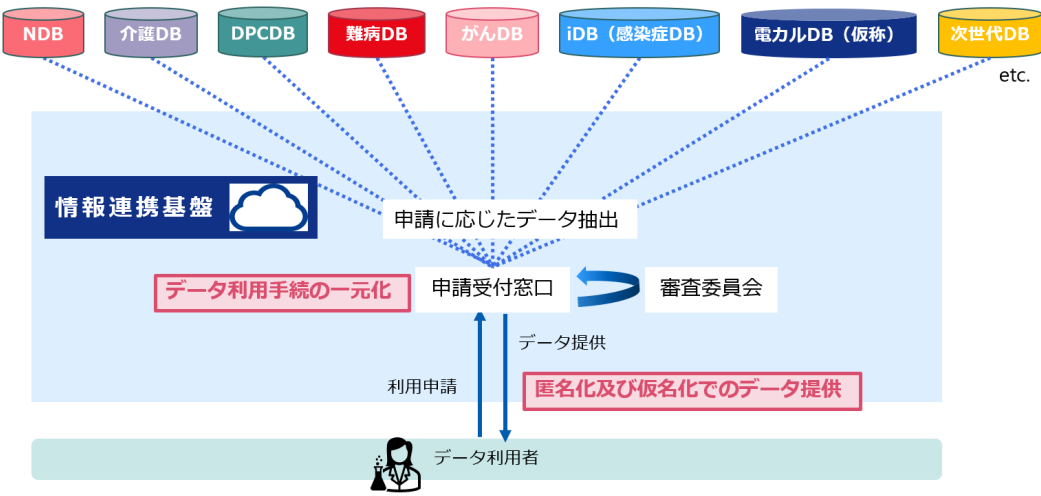
- 厚生労働大臣が保有する医療・介護関係の D B（公的 D B）では、これまで**匿名化情報**の利用・提供を進めてきた。
- 医学・医療分野の研究開発等において、**匿名化情報では精緻な分析や長期の追跡ができない等**、一定の限界がある。
- データ利用者は、利用したい D B それぞれに対して申請を行い承認を得る必要がある等、負担が大きい。

改正の内容

- 公的 D B の**仮名化情報の利用・提供を可能**とし、**他の仮名化情報や次世代医療基盤法の仮名加工医療情報との連結解析を可能**とする。
- その際、個人情報の保護を適切に図るため、以下のような管理・運用を行うこととする。
 - ・仮名化情報の利用は「**相当の公益性がある場合**」に**認める**こととし、**利用目的や内容に応じて必要性やリスクを適切に審査**する。
 - ・D B は、個人情報保護法上、個人情報の保有主体に求められるものと同等の安全管理措置や不適正利用の禁止等の措置を講ずる。
 - ・仮名化情報の利用に当たっては、**クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本**にする。
 - ・これまでの匿名化情報と同様に、照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則を求め、**匿名化情報よりも厳格な管理を担保するため、厚労大臣から利用者に対して利用の目的・方法の制限の要求等の規定**を設ける。

改正案

<医療・介護関係の公的DBの利活用促進のイメージ>



<匿名化情報・仮名化情報のイメージ>

匿名化情報：本人を識別すること及びその作成に用いられた情報を復元することができないように加工された情報

ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7	50～55	201以上	その他

氏名等
等は削除

氏名等に加え、
必要に応じて、医療データ領域も削除・改変が必要

元データ

氏名	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
厚労花子	女	2003/7/26	53.4	211	膵島細胞症 (希少疾患)

氏名等
等は削除

医療データ領域の削除・改変は基本的に不要 医療データ領域

ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7/26	53.4	211	膵島細胞症 (希少疾患)

仮名化情報：氏名等の削除等により、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように加工された情報

※単体又は組合せにより特定の個人を識別することができる記述については削除が必要。

社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し

①法人名称の見直し

- 診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の両方を担う法人の名称とするため、「**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**」とする。

②医療DX業務への国のガバナンス発揮

- 厚生労働大臣が、医療DXの総合的な方針（「**医療情報化推進方針**」）を定め、支払基金は、医療DXの中期的な計画（「**中期計画**」）を定めることとする。

③柔軟かつ一元的意思決定体制

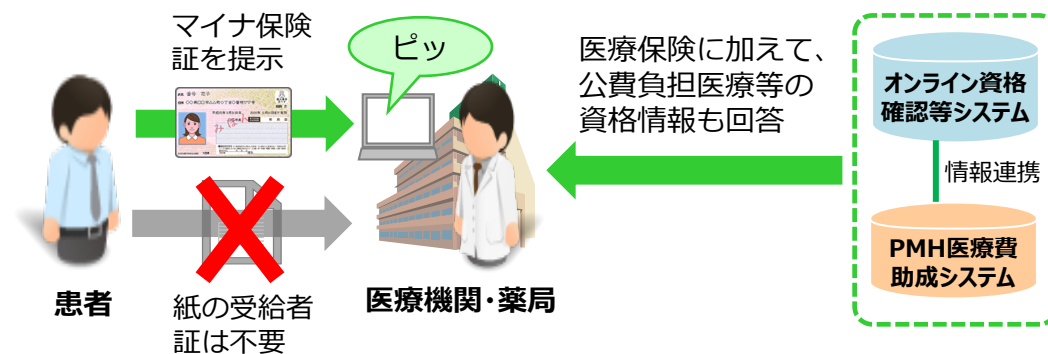
- 現行の理事会（4者構成16人）に代えて、「**運営会議**」を設置。**法人の意志決定を行い、業務の執行を監督する。**
- 審査支払に関する予算・決算や事業計画等は、新たに設ける「**審査支払運営委員会**」において決定する。
- 医療DX業務を担当する常勤理事（CIO）**を新たに設ける。
- 医療DX業務は、運営会議における方針決定を受けて、理事長・CIO等が中心となって柔軟かつ迅速に執行していく体制とする。

④セキュリティ対策の強化

- 医療情報の**安全管理のための必要な措置を講じる義務**を設ける。
- 重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等が発生した場合に、**厚生労働大臣への報告義務**を設ける。

公費負担医療等の効率化の推進

- 公費負担医療・地方単独医療費助成の効率化については、デジタル庁においてシステムが設計・開発・運用され、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」等に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す。**
- その上で、安定的な実施体制の整備のため、**法的整備等を通じて、支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**（令和9年度より）



- 患者：紙の受給者証を持参・提示する手間を軽減できる。
- 医療機関・薬局、自治体：正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、医療費の請求・支払に係る事務負担を軽減できる。

【改正案による法的整備の内容】

- 公費負担医療※のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託
- 支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など

デジタル庁

Digital Agency